

第10章 地方農政局

第1節 機構及び定員

地方農政局は、現場により近いところで農業や農村等の実態を迅速かつ的確に把握し、それぞれの地域の実情に即した施策を実施する総合的な地方支分部局として、

- ① 食料・農業・農村に関する施策の普及・地域の実態の把握・分析・提供
- ② 農協等の検査・指導
- ③ 消費者行政の実施と食品の安全性の確保のための監視・指導
- ④ 主要食糧業務の実施
- ⑤ 生産及び経営を通じた農業施策の一体的な推進
- ⑥ 食品産業行政の推進
- ⑦ 農村及び中山間地域の振興
- ⑧ 農業農村整備事業等の実施・指導・助成等に取り組んでいる。

1 機 構

- (1) 地方農政局は、平成23年8月までは、内部組織の企画調整室、総務部、消費・安全部、食糧部、生産

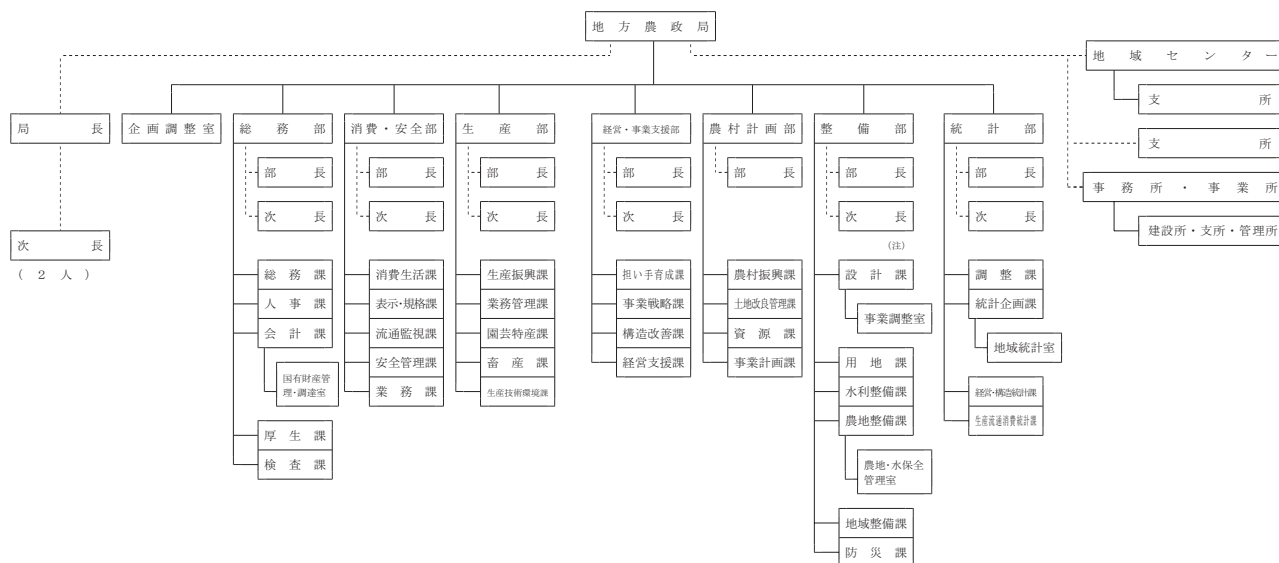
経営流通部、農村計画部、整備部、統計部、分掌機関の地方農政事務所、統計・情報センター、事務所・事業所からなっていた。

- (2) 平成23年9月に、業務実施体制を強化する観点から、
 - ア 食糧部の所掌していた米穀の流通監視業務を消費・安全部で、米の売買・管理業務を生産経営流通部で実施することとし、食糧部の廃止
 - イ 食糧部からの業務の移管に伴い所掌事務が広範となる生産経営流通部を、生産部と経営・事業支援部に再編
 - ウ 小規模で分散していた地方農政事務所等を廃止し、地域センターに集約・再編（346拠点→103拠点（65地域センター及び38支所））を行った。

この結果、内部組織は企画調整室、総務部、消費・安全部、生産部、経営・事業支援部、農村計画部、整備部、統計部、分掌機関は地域センター、事務所・事業所となった。（表1）

- (3) 平成23年度末の事務所・事業所の数は、事業の着手により4事業所を新設するとともに、事業の完了に伴って7事業所を廃止した結果、計72カ所となっ

表1 地方農政局の機構図



注：整備部次長は九州にあっては2人を設置

た。(表2)

平成23年度末は1万2千557人となり、前年度末と比べて654人減少した。(表3)

2 定 員

地方農政局（北海道農政事務所を含む）の定員は、

表2 平成23年度に新設または廃止した事業（事務）所

地方農政局	新設事業（事務）所	廃止事業（事務）所
東 北	南貞山堀沿岸農業水利事業所 田沢二期農業水利事業所 仙台東土地改良建設事業所	いさわ南部農地整備事業所 隈戸川農業水利事業所
関 東		渡良瀬川中央農地防災事業所
中国四国	南周防農地整備事業所	中海干拓建設事業所
九 州		綾川二期農業水利事業所 都城盆地農業水利事業所 佐賀中部農地防災事業所

表3 定 員 関 係

組 織	15年度末	16年度末	17年度末	18年度末	19年度末	20年度末	21年度末	22年度末	23年度末
地 方 農 政 局	18,343人	17,894人	17,362人	16,860人	15,781人	14,693人	13,647人	12,616人	11,934人
北 海 道 農 政 事 務 所	454人	419人	404人	761人	706人	654人	603人	595人	623人
北海道統計・情報事務所	429人	425人	410人	—	—	—	—	—	—
合 計	19,226人	18,738人	18,176人	17,621人	16,487人	15,347人	14,250人	13,211人	12,557人

※組織再編（H15.7.1）により、食糧事務所を廃止し地方農政事務所を設置。（北海道においては、北海道農政事務所を設置。）

※組織再編（H15.7.1）により、統計情報事務所・出張所を統計・情報センターに改編。（北海道においては、北海道統計情報事務所を北海道統計・情報事務所に改編。）

※組織再編（H18.4.1）により、地方農政事務所と統計・情報センターを統合。（北海道においては、北海道農政事務所と北海道統計・情報事務所を統合。）

※組織再編（H23.9.1）により、地方農政事務所を廃止し地域センターを設置。

第2節 地方農政局

1 東北農政局

(1) 東日本大震災

東日本大震災からの復旧・復興の1年

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震では、太平洋沿岸を中心に大津波が発生し、特に東北地方から関東地方の太平洋沿岸では壊滅的な被害を受け、津波以外にも、地震の揺れ、地盤の液状化や沈下による大きな被害も発生し、さらに、東京電力（株）福島第一原子力発電所では、地震と津波による被害を受け、大量の放射性物質が放出されるという事態に陥った。

この東日本大震災による被害は、農地の損壊が1万8千ヶ所で被害額4千億円、農業用施設等の損壊が1万8千ヶ所で被害額4,400億円、農作物や家畜等の被

害額600億円、津波により流出・冠水した農地の推定面積は、水田2万200ha、畑3,400haで、その大部分を岩手県、宮城県、福島県の東北3県が占めている。

震災直後は、地方公共団体やJA、土地改良区等の機能が失われ、行政、関係団体、農業者間の連絡・調整等が困難であったため、東北農政局では、農政事務所等の職員が津波被災地域を中心に市町村を巡回し、関係者の要望等を聞き取り、人的支援（のべ2,306人）や食料支援（食料2,584万食）を実施するとともに、関係団体に対し燃料融通の要請を行った。また、被害のあった農業用ダムや農業用排水施設の緊急調査を実施し、津波被害からの湛水回復のため他の農政局へ災害応急用ポンプの派遣要請を行い、合計103台のポンプにより農地の湛水解消に向け稼動した。

東北農政局では、営農再開等に関する支援に対応するため、東日本大震災復興対策本部及び事務局を設置するとともに農林水産省、農政局及び地域センターの職員で構成する現地支援チームを編成し、現地への職

員の常駐又は被災市町村への定期的な訪問を実施した。現地支援チームは、10地域で編成し、農林水産省の復興・復興対策の県・市町村への周知、営農再開へ向けた復興計画策定等の指導・助言、被災した農家の用水の確保の調整、共同利用施設・機械の修理等に対する事業の情報提供等を行った。

また、被災地の農業・農村振興の促進を図る東日本大震災復興特別区域法（平成23年12月26日施行）に関しては、平成23年11月局内に復興計画支援チームを設置し、復興特区制度の周知のため、県及び市町村担当者を対象とした説明会の開催や相談対応を行った。

農地、農業用施設等の復旧・復興の取組については、地震・津波により被災した農地、ダム・パイプライン等の農業用施設、海岸堤防の復旧に関し、直轄災害復旧事業として全10地区（地震被災5地区、津波被災5地区）を実施し、特に仙台湾南部では宮城県知事から代行申請を受け、仙台東土地改良建設事業所を設置し本格的な復旧を行っている。

農地の除塩については、平成23年6月に農地の除塩マニュアルを策定し、宮城県名取市及び亘理町にて除塩の実証試験を実施するとともに、津波被害を受けた農地での除塩事業等に活用し、被災4県（青森県、岩手県、宮城県、福島県）において7,320haの農地で営農再開が可能となった。

生産施設については、平成23年度第1次補正予算で措置された東日本大震災農業生産対策交付金により、被災した農業生産施設の復旧、被災農家の農業機械等の導入及び営農用資材、機材の購入等の支援を実施した。（平成23年度130億円）

営農再開に向けた取組については、平成23年度第1次補正予算及び第3次補正予算で措置された被災農家経営再開支援事業により、地域農業復興組合を設立してゴミや瓦礫の除去等の復旧作業を共同で行う農業者に対し復興組合を通じて支援金を交付した。平成23年度は被災4県28市町村において96の復興組合が設立され、平成23年度に本事業に取り組んだ1万4千haのうち約4千haにおいて平成24年度から営農再開できる見通しとなった。

原発事故への対応については、平成23年産米の放射性物質調査に係る周知を図るため説明会を開催するとともに、関係機関・団体が主催する会議において調査の考え方の説明を実施し、加えて、周知用チラシ63万9千枚を配布した。また、福島県が行う緊急調査への人的支援として職員のべ257名を派遣した。

放射性セシウムに汚染された稲わらの処理については、関係する県や市町村と連携し、焼却等に先立つ隔

離一時保管の取組を実施した。

農地の除染や吸収抑制については、表土削り取りや反転耕等の除染技術確立のための取組を行い、現地で適用可能な農地除染対策工法を確立することとし、また、放射性物質の吸収抑制効果が期待されるカリ質肥料等の散布や放射性物質の果実への移行低減に資する果樹の粗皮削りや樹体洗浄の取組を支援した。

安全な食品の安定供給と消費者の信頼確保に向けては、自治体、JA等による食品の放射性物質検査が円滑に行われるよう、検査機器整備等について支援を実施し、また、飼料中の放射性セシウムの検査方法、肥料中の放射性セシウム測定のための検査計画及び検査方法について、通知の周知徹底を図った。さらに、局ホームページによる情報提供や相談窓口を設置し消費者からの相談に対応したほか、農林水産本省と連携し、平成24年3月に食品等に含まれる放射性物質に関する消費者団体への説明会を実施した。

原発事故に伴う損害賠償について、JAふたばやJAそうま管内の説明会の開催や請求手続に係る支援のため職員を派遣した。

（2）地域経済及び農家経営の動向

ア 地域経済

平成23年度の東北地域の経済は、東日本大震災による工場・設備の損壊、サプライチェーンの途絶等により第1四半期は生産が大幅に減少するなど悪化した。その後は、震災の影響が残るものの、緩やかな回復が続いた。

主要項目別にみると、生産は、電子部品・デバイス等で、国内外の需要の減少等により足踏み感がみられたものの、輸送機械等で回復の動きがみられた。設備投資は、震災後の設備復旧や一部で新規・増産投資により持ち直しの動きが続いた。個人消費は、大型小売店販売等で復興需要が底堅く、堅調に推移した。雇用情勢は、地域や業種によっては厳しい状況はあるものの、総じて復興需要等により持ち直しの動きが続いた。

イ 農家経営

平成22年2月1日現在の東北の販売農家数は30万5千戸で、平成17年に比べ約6万6千戸減少した。販売農家のうち、主業農家数は7万戸で、平成17年に比べ約1万2千戸減少した。

平成23年の東北の農業産出額は12,571億円で、前年に比べて0.4%増加した。

東北の平成23年水田作経営の1経営体当たりの農業粗収益は、前年に比べて9万8千円増加し295万6千円（前年比103.4%）、農業経営費は2万7千円

増加し221万7千円（同101.2%）となった。この結果、農業所得は7万1千円増加し73万9千円（同110.6%）となった。

また、農外所得は199万6千円（同112.2%）、年金等の収入は165万1千円（同106.4%）と前年に比べそれぞれ増加した。

この結果、これら農業所得、農外所得、年金等の収入に農業生産関連事業所得を加えた総所得は438万6千円（同109.7%）で、前年に比べて38万7千円増加した。

(3) 農業生産の動向

ア 水稻

平成23年産水稻の作付面積は、38万9千ha（前年比92.8%）となった。作柄は、10a当たり収量565kg（同100.2%）、作況指数101となった。収穫量は219万9千t（同94.0%）となり、全国の収穫量に占める東北の割合は26.2%となった。

イ 麦

平成23年産4麦（子実用）の作付面積は9,510haで、前年産に比べ280ha（前年比97.1%）減となった。麦種別では、小麦が8,110ha（同97.2%）、六条大麦が1,400ha（同97.2%）となった。小麦の10a当たりの収量は176kg（同96.2%）、収穫量は1万4,300t（同93.5%）、六条大麦の10a当たりの収量は146kg（同64.3%）、収穫量は2,050t（同62.7%）と減少した。

ウ 大豆

平成23年産大豆の作付面積は、前年産に比べ2,500ha減少し、3万5,200ha（前年比93.4%）となり、全国の作付面積のうち東北の割合は25.7%で、10a当たり収量は136kg（同106.3%）、収穫量は前年に比べ400t減少し4万7,700t（同99.2%）となった。

エ 野菜

平成23年の東北の指定野菜13品目（だいこん、にんじん、ばれいしょ、はくさい、キャベツ、レタス、ねぎ、たまねぎ、ほうれんそう、きゅうり、なす、トマト、ピーマン）の作付面積（主産県）は、3万1,132ha（前年比94.6%）、収穫量（主産県）は81万3,800t（同97.4%）、出荷量（主産県）は55万3,400t（同99.0%）となった。

オ 果樹

東北の主要果樹7品目（りんご、ぶどう、日本なし、西洋なし、もも、おうとう、すもも）の栽培面積（主産県）は、近年減少傾向で推移しており、平成23年産は4万3,050ha（前年比98.6%）となった。

カ 畜産及び飼料作物

平成24年2月1日現在の乳用牛及び肉用牛の飼養戸数は、乳用牛3,130戸（前年比92.9%）、肉用牛1万7,700戸（同90.3%）、平成24年2月1日現在の豚及び採卵鶏の飼養戸数は、豚780戸（同91.8%）、採卵鶏216戸（同89.6%）となった。

飼養頭羽数は、乳用牛11万6,500頭（前年比96.8%）、肉用牛37万3,400頭（同94.8%）、豚166万9千頭（同95.9%）、成鶏めす1,773万羽（同91.8%）となった。

また、飼肥料作物（飼料用）作付面積は、平成23年産は12万3,200ha（前年比104.9%）となった。

稲発酵粗飼料用稲の作付面積は、年々拡大してきたが、平成23年産では4,264ha（同128.2%）となり、大幅な増加となった。

キ 花き

平成23年産の切り花類（主産県）の作付（収穫）面積は前年産に比べ48ha減少し、1,813ha（前年比97.4%）となった。

(4) 主要な農政課題等をめぐる動き

ア 食料自給率の向上と食料の安定供給

(ア) 食料自給率の現状

平成22年度の東北地域のカロリーベースの食料自給率（概算値）は110%と、全国の39%に比べるとかなり高い水準となっている。品目別にみると、米の自給率が370%となっているほか、大豆や果実、魚介類等が全国を大幅に上回っているが、米を除くと30%と低い水準にある。

(イ) 米の消費拡大の取組

東北農政局では、日本人の主食である米を多様な形で毎日の生活の中で親しんでもらうため、米粉の利用拡大に取り組んだ。その一環として平成23年7月に東北米粉利用推進連絡協議会開催の「東北米粉利用拡大セミナー」に協力し、米粉及び米粉食品の特性をアピールしながら、需要促進を行った。

また、山崎製パン株式会社は、米粉パン製造の働きかけを行い、「食べて応援しよう！」の取組と関連させ、東北（宮城県及び岩手県）産米を使用した米粉入りパンを発売していただいた。

なお、米粉パンは地産地消の観点から学校給食にも導入されており、東北では、学校給食を実施している公立小・中学校3,321校の約8割にあたる2,505校で導入されている。（22年調査）

(ウ) 食の安全と消費者の信頼の確保

東北農政局では、食品の安全性を確保するため

に、県等関係機関を通じて農薬の適正使用に係る指導を行うとともに、農産物の安全確保や品質向上、環境保全、労働安全の確保等に有効な GAP(農業生産工程管理手法)の取組の推進を図っている。

また、牛トレーサビリティ制度に基づく生産・流通段階の遵守事項の監視・指導等を行った。

食品表示の適正化に向けた監視については、平成21年9月に発足した消費者庁を司令塔として、各県並びに関係機関等と連携し、監視活動の強化に取り組んだ。

米穀の適正かつ円滑な流通を確保するため、平成23年7月に施行された米トレーサビリティ法に基づく産地情報の伝達義務化について、米穀取扱事業者に対して普及・啓発を行うとともに、米トレーサビリティ法の履行状況の確認を行った。また、食糧法に基づき、用途限定米穀の流通状況の確認を行った。

消費者団体等へ安全性をはじめとした食に関する施策情報等の提供を行うとともに、食品や食生活に関する消費者相談窓口において、880件の相談を受け付けた。

イ 農業及び関連産業の持続的な発展

(ア) 農業経営体の状況

東北の認定農業者の数は、平成23年3月末現在においては、高齢化等により再認定申請を行わない者の数が新規認定者数を上回ったため、平成5年に認定農業者制度が創設されて以来、初めて減少し、前年より396経営体(全国2,894経営体)少ない4万9,084経営体(全国24万6,475経営体)となった。(岩手県及び宮城県の4市町においては、東日本大震災の影響で把握が困難なため、平成22年3月末現在の数値を用いた。)

集落営農数は、平成24年2月1日現在においては、前年に比べ28減少の3,389集落営農となった。(東日本大震災の影響で営農を休止している又は営農状況が把握できなかった集落営農(宮城県23集落営農、福島県66集落営農)については、集計に含めていない。)

農業法人については、平成23年1月1日現在の農業法人のうち、農地に係る権利の設定移転を受けた農業生産法人は、前年より38法人増加の1,401法人となった。(岩手県、宮城県、福島県については、東日本大震災の影響により把握が困難なため前年の法人数を用いた。)

新規就農者数は、平成22年度においては、新規学卒者が前年度と比べ10%増加したものの、非農

家から農業に新たに参入した新規参入者が前年度と比べ5%減少したことから、全体としては前年度より14人減少し、1,025人(対前年度比1%減)となった。(福島県の一部地域は、東日本大震災の影響で把握が困難なため、集計に含めていない。)

(イ) 農地の有効利用と耕作放棄地対策

東北における平成23年の耕地面積は85万2,900haで、前年に比べ1万7,800ha(2.0%)減少した。平成22年の耕地利用率(耕地面積に対する作付(栽培)延べ面積の割合)は85.5%で、前年と比べ0.2ポイントの減となった。

農業経営基盤強化促進法による継続中の利用権設定面積は、平成23年3月末現在で12万7千haとなり、前年に比べ8千500ha増加した。(岩手県、宮城県、福島県の17市町村においては、東日本大震災の影響により把握が困難なため、平成22年3月末の数値を用いた。)

また、一般法人の農業参入では、改正農地法施行後(平成21年12月15日～平成24年1月末日)、82法人(全国は700法人)が参入した。

耕作放棄地の再生・利用の推進を目的として「第3回東北管内耕作放棄地解消事例発表会」(平成23年10月山形県鶴岡市)を開催し、耕作放棄地の再生・利用の取組事例発表、質疑応答、現地調査を行った。

また、「東北耕作放棄地等情報ネットワークメールマガジン」(平成23年4月現在登録会員219名)を6回発行し、耕作放棄地等の引き受け手等に農地活用情報や農業参入情報、耕作放棄地の再生・利用支援策、農業参入の優良事例などの情報提供を行うとともに、「耕作放棄地解消の実践事例集3」を500部作成し、各県関係者及び耕作放棄地対策協議会での取組支援を行った。

(ウ) 農業者戸別所得補償制度の本格実施

東北農政局においては、東日本大震災による大きな被害があった中で、各県、市町村、農業団体等の協力を得て、各県農業再生協議会、地域農業再生協議会と連携して制度内容の周知、加入の推進に努め、22万8千件の支払件数となった。交付金別には、米の所得補償交付金が20万4千件、水田活用の所得補償交付金が11万6千件、畑作物の所得補償交付金が1万9千件となった。

支払面積では、米の所得補償交付金が32万4千ha(10a控除前)と、平成23年度の東北の生産数量目標(面積換算37万1千ha)の87%(対前年比

2%増)の割合を占め、水田活用の所得補償交付金における戦略作物は、新規需要米(米粉用米、飼料用米、WCS用稲)等の作付が増加したことから10万6千ha(対前年比2千ha増)となった。

(エ) 【人と農地の問題】を解決するための取組

集落・地域の「人と農地の問題解決」のために、集落・地域の関係者による話し合いにより、今後の中心となる経営体や中心となる経営体とそれ以外の農業者を含めた地域農業の在り方等を定めた「人・農地プラン」を作成する取組を推進している。

東北においては、平成23年度、6市町(宮城県東松島市、石巻市、岩沼市、亘理町、山元町及び福島県南相馬市)においてプランが作成された。

(オ) 農業・農村の6次産業化の推進

a 農林漁業の6次産業化に向けた取組

東北農政局では、六次産業化法に基づく事業計画を平成24年3月末まで87件を認定した。

また、各県域毎に6次産業化サポートセンターを設置し、6次産業化プランナーの派遣等を行うとともに、ハード面及びソフト面の支援により、新商品開発や加工施設等の整備を推進するなど、当該事業計画が円滑に推進されるよう支援を行った。

さらに、農林漁業者等の6次産業化へのチャレンジをサポートする推進組織として平成22年11月に設置した「東北ブロック6次産業化推進行動会議」(以下「行動会議」という。)において、6次産業化を柱とした東北農林水産業の復興について、パネルディスカッション等を行うとともに、販路拡大、農村と都市・海外交流、金融、人材育成の重点課題について、4つの分科会を設置して検討を重ね、平成24年3月に開催した第2回行動会議で最終報告書の提示を行った。

b 農商工連携の取組状況

農商工等連携促進法に基づき、東北農政局では、東北経済産業局とともに、事業計画の認定を行った。

東北における平成24年3月末現在の事業計画認定は48件、支援事業計画認定は1件となった。

c 農林水産物・食品の輸出

東北では、りんごや米を主力品目として輸出しており、平成23年産のりんごの輸出量は、東京電力福島第一原子力発電所の事故以降、諸外国の輸入規制や検査強化など厳しい環境にある中で、前年より減少したが、米の輸出量は前年

に比べて増加した。

また、輸出に取り組む者に対する商談会等の情報提供や海外バイヤーの産地招へい等に対する支援を行った。

- d 都市と農村の共生・対流による地域活性化等
農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流を促進するため、農山漁村活性化法に基づき、県又は市町村が作成する活性化計画による取組を総合的かつ機動的に支援した。東北170市町村において174の活性化計画が策定され、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金が交付された。

本交付金について、東北農政局では広く一般にPRするため、取組実績を平成23年度18の事例に取りまとめ、事例集としてホームページに掲載した。

また、農林水産省、文部科学省、総務省が連携し、小学校が農山漁村での宿泊体験活動を推進する子ども農山漁村交流プロジェクトについて、平成23年度までに、全国で137カ所、うち東北では32カ所の受入れモデル地区を決定した。

(カ) 農業生産基盤の整備

東北の水田整備状況は、平成22年3月現在で30a程度の標準区画整備済面積割合は62.8%(約39万ha)と全国平均62.1%とほぼ同じ水準にあるが、1ha程度の大区画整備済面積の割合は11.6%(約7万ha)で、全国平均8.4%を上回る整備状況にある。

平成18～22年度農業農村整備事業完了地区において、ほ場整備を契機とした担い手への農地の利用集積は、事業実施前より2.6～4.3倍に増加している。

東北の農業農村整備事業等により造成された基幹的農業水路の総延長は約8,700kmで全国のおよそ2割を占める。また、標準耐用年数を超過している水路は2割、頭首工等では4割となっている。

(キ) 環境に配慮した食料生産の推進

東北におけるエコファーマーは、食の安全・安心に対する関心の高まりや、有機農産物等の高付加価値農産物に対する販売意識の向上から増加してきた。平成24年3月末時点では5万7,032人と前年に比べ3,645人減少したが、全国(21万6,287人)の26.4%を占めている。

ウ 集落機能の維持と地域資源・環境の保全

(ア) 農村地域の現状

東北の販売農家における農家人口（販売農家の世帯員数）は、昭和60年は283万2千人だったが、平成22年には129万9千人となり、153万3千人減少した。

販売農家における年齢別農家人口は、29歳以下の世帯員が昭和60年は104万人で全世帯員数の36.7%だったが、平成22年には73万3千人減少し、全世帯員数の23.6%にあたる30万7千人となった。65歳以上の高齢者は、昭和60年には44万人で全世帯員数の15.5%だったが、平成22年には1万6千人減少したものの、42万4千人で全世帯員数の32.7%となった。

さらに、農家人口等が減少するなか、東北の農業集落は混在化が進展しており混在割合が5割を超える集落（総世帯数に占める農家数割合が50%未満の農業集落）が都市的地域では、89.4%、他の地域でも50%前後に達している。

(イ) 中山間地域等直接支払制度

中山間地域等の農業生産の維持を図りつつ、多面的機能を確保するための中山間地域等直接支払制度では平成23年度、管内174市町村の4,380集落協定等に中山間地域等直接支払交付金が交付され、その交付総額は89億3,400万円、交付対象農用地面積7万309haとなった。また、全交付対象農用地面積の85%に当たる6万6haで自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に向けた取組を行った。

(ウ) 農地・水保全管理支払の着実な実施

農地・水保全管理支払交付金は、農地・農業用水等の資源や農村環境を守り、質を高める地域共同の取組等を支援するもので、平成23年度については、管内227市町村の8割にあたる177市町村で実施しており、取組面積は29万ha、3,327の活動組織で取組を行った。

(エ) 農作物鳥獣被害対策の展開

「鳥獣被害防止特別措置法」（平成19年12月21日法律第134号）に基づく市町村における被害防止計画の作成を推進し、平成24年2月末までに93市町村において作成された。また、同法が施行されたことに伴う財政支援の一つとして、農林水産省では「鳥獣被害防止総合対策交付金」を創設しており、現場での円滑な事業執行が図られるよう、東北管内市町村等関係機関を対象としたブロック説明会や出前説明会を開催し、53地域協議会を事業採択し地域主体の取組を支援した。

さらに、農林業等への被害や環境への影響が深

刻な問題となっており、広域的な連携のもと総合的な対応が求められている状況下において、野生鳥獣に携わる東北地域の関係機関（国・県・試験研究機関）で構成される「東北地域野生鳥獣対策連絡協議会」を開催し、被害防止計画の作成推進等について各県等関係者の合意を得た。

(5) 関係機関との連携強化

(4) 主要な農政課題等をめぐる動きのア及びイのとなり、コメの消費拡大のための「米粉利用拡大セミナー」、農林水産業の6次産業化に向けた「東北ブロック6次産業化推進行動会議」の活動など関係機関と連携した取組を進めた。

その他、地域農政の円滑な推進及び農業施策の普及浸透を図るため、報道関係者との懇談会・市町村長との懇談会等を開催し、幅広く意見交換を行った。

また、学識者・有識者の参画を得て、食料・農業分野における震災復興に関する専門家会議を開催するとともに農林水産政策研究所との共催で東日本大震災からの東北地域の農山漁村の復興・活性化に向けたシンポジウムを開催した。

(6) 広報活動

報道関係者に対して、プレスリリース（152回）、記者レクチャー（4回）を実施し、迅速な情報提供を行った。

管内の農業動向、農業行政に関する施策等の普及浸透を図るため、「東北食料・農業・農村情勢報告」を1,700部発行し、一般消費者や都道府県関係者及び報道関係者等に管内における農業・農村の情勢を紹介した。

広く国民への効果的な情報提供の観点から、ホームページ内容の迅速な更新を行った。

メールマガジンは「東北農政局メールマガジン」（平成24年2月末現在登録会員6,276名）を毎週1回発行した。

東北農政局の「消費者展示コーナー」では、毎月、管内市町村の協力を得て、農林水産業に関する特色ある展示を行うとともに、各地域センターにおいても「消費者コーナー」等を設置し消費者に情報提供を行った。

2 関東農政局

(1) 東日本大震災からの復旧・復興

ア 農林水産業への影響

今回の地震による管内の農林水産関係の被害額は1,497億円で、このうち、農業関係の被害額は669億円となった。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響

により、食品中の放射性物質の暫定規制値が設定され、管内各都県で行われた農産物検査の結果、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、神奈川県で特定の農産物等についての出荷制限指示が出された。

イ 被災対応

関東農政局では、現地支援チームの設置や、国営事業完了地区などの被災状況の把握及び災害復旧支援のため、延べ2,000名以上の職員を現地へ派遣した。

ウ 復旧復興の概要

関東農政局では、補正予算の成立を受け、農地・農業用施設や農林水産業共同利用施設の復旧及び被災農家経営再開支援事業、食と地域の絆づくり被災地緊急支援事業、農業経営復旧・復興のための金融支援事業などを実施した。

(2) 地域経済及び農業産出額

ア 地域経済

管内の平成23年度の経済情勢をみると、当初、東日本大震災の影響により厳しい状況にあったものの、各種の政策効果などにより、緩やかな持ち直しの動きが見られた。

主要項目別では、個人消費及び産業活動において、緩やかな持ち直しの動きが見られたが、企業収益が全体で減益となり、法人企業景気予測調査において、全産業で「下降」超の幅が拡大している。雇用情勢は、完全失業率が前年を下回り、有効求人倍率が緩やかに上昇するなど、持ち直しの動きが続いた。

イ 農業産出額

管内における平成23年の農業産出額（都道府県別推計）は2兆1,213億円で、前年に比べ0.6%減少した。

なお、管内の農業産出額が全国に占める割合は25.4%となっている。

ウ 農業経営

平成23年の個別経営（農業経営体1経営体当たり）の状況をみると、農業収入は421万円で、野菜価格は低下したものの、米の価格が上昇したこと等から前年に比べ4%増加した。

一方、農業経営費は306万円で、飼料費、光熱動力費、農機具費等が増加したこと等から前年に比べ7%増加した。

この結果、農業所得は115万円となり、前年に比べ4%減少した。

なお、総所得は462万円で、総所得の構成をみると、農業所得が25%、農外所得が37%、年金等の収入が38%となっている。

(3) 農業生産の動向

ア 水田を中心とした土地利用型作物（平成23年産）

水稻の作付面積は31万2,900haで、前年産に比べて4,100ha減少（対前年産比99%）した。

作柄は、全もみ数が6月下旬から7月中旬が好天に推移したこと等により、「平年並み」以上となったが、登熟期の7月下旬及び8月下旬の低温・日照不足及び9月下旬から10月上旬の低温等の影響から管内の都県では登熟にバラツキがあり、「やや不良」から「やや良」となった。

このことにより、10a当たり収量は534kg（作況指数100）、収穫量は167万t（対前年産比101%）となった。

4麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）合計の作付面積（子実用）は4万1,000haで、前年産に比べて100ha増加（同100%）した。収穫量は作付面積の増加及び作柄の上昇により12万5,400t（同107%）となった。

大豆の作付面積は1万2,700haで、前年産に比べて1,100ha減少（同92%）した。収穫量は1万7,700t（同106%）で、作柄が悪かった前年に比べ増加した。

イ 園芸作物

平成23年産主要野菜（主産県調査・指定野菜14品目）の作付面積は9万5,800haで、収穫量349万7千t、出荷量297万1千tであった。

作付面積上位の野菜をみると、キャベツ1万3,400ha、レタス1万2,500ha、ねぎ1万200ha、ほうれんそう1万100haなどとなっており、葉茎菜類の作付けが多くなっている。

平成23年産果樹（主産県調査、調査対象14品目）の結果樹面積は4万3,900haであった。

主要果実（主産県）の収穫量は、温州みかんが15万6,300t、りんごが14万9,600t、日本なしが13万900t、ぶどうが7万700tであった。

平成23年産花き（主産県）の作付（収穫）面積は切り花が3,998ha（前年対比99%）、鉢ものの類659ha（同101%）、花壇用苗ものの類が577ha（同103%）であった。

ウ 畜産・飼料作物

平成24年2月1日現在の主要家畜の飼養頭羽数は乳用牛が21万7,500頭（対前年比98%）、肉用牛が33万3,100頭（同99%）、豚が267万8千頭（同99%）、採卵鶏（成鶏めす）が3,555万6千羽（同97%）であった。

また、平成23年の生乳生産量は129万5千t（対前

年比94%)となった。

平成23年産の飼料作物の作付面積は5万500ha(109%)で、前年産に比べて4,200ha増加した。

エ 工芸農作物

平成23年産の茶の栽培面積は2万1,000ha(同98%)、荒茶生産量(主産県調査)は3万4,100tで、全国(主産県計)の42%の生産量を占めている。

(4) 主要な農政課題等をめぐる動き

ア 食料自給率の向上に向けた取組

関東農政局では、意見交換会の開催、広報活動等を通じ、地産地消、食育、米の消費拡大及び飼料増産・食品残さの飼料化等の推進を図ることにより、食料自給率の向上に向けた国民の理解醸成に取り組んだ。

具体的な取組として、「食料自給率の向上に資する優良取組事例」、「食料自給率アンケート」の実施、「地産地消の優良事例の収集と情報発信」、「食育シンポジウム」の開催及び「フード・アクション・ニッポン」の推進等を行った。

イ 担い手の育成・確保の推進

管内の認定農業者は、平成24年3月末現在で4万8,935経営体となり、全国の約2割、管内の販売農家の約12%を占めている。

認定農業者等担い手に対しては、管内都県等と連携し、認定農業者会議等において経営改善意欲を維持・持続させるために必要な各種支援措置に係る情報の提供を図り、併せて意見交換を行った。

また、集落営農の育成・確保の取組として、集落営農組織の円滑な法人化、経営の多角化・複合化等を推進するため、地域センター等と連携し、集落営農組合長会議や集落営農リーダー交流会等に出席して情報提供と意見交換を行った。

さらに、法人経営の育成・確保の取組として、農業団体等と連携して都県法人協会総会等に出席し、6次産業化の促進や意見交換会を行うとともに「都県農業法人協会会長との意見交換会」を実施した。

ウ 農地の有効利用に向けた取組

改正農地法に基づき平成23年度は、相続に伴う農業委員会への届出制度の徹底、農地法に基づく遊休農地対策の適切な実施、実勢賃借料情報の早期の提供及び農地法第3条に基づく適正な事務実施について説明会等の場を通じて農業委員会に周知徹底を図るとともに管内地域センター職員等に対して「農地制度に関する研修会」を開催し、農地法等の説明を行った。

また、農地の有効利用の促進を目的として、農業

者戸別所得補償制度の加算措置である「規模拡大加算」の普及・推進のためのキャラバン(対象:各都県農地流動化担当者、集落営農組織、JA営農指導員等)を実施した(計15回、596名)。

この結果、平成23年度における規模拡大加算交付実績は、1,465haに達した。

さらに、耕作放棄地解消に向け、関東農政局耕作放棄地解消グループ(平成22年7月設置)を主体に、県及び市町村との意見交換、耕作放棄地再生利用研修会の開催を通じて、耕作放棄地解消に取り組んでいる。

その活動の一環として、平成21年度に創設された「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金」の周知を行った。

その結果、管内377市町村(農振農用地区域内に耕作放棄地がある市町村)のうち299市町村で協議会が設立され(平成24年3月31日時点)、管内で3,746ha(農振農用地区域内2,561ha)の耕作放棄地が解消された。

エ 農業者戸別所得補償制度の実施

平成23年度からは、従来の水田作物に加え畑作物も対象とした本格実施に伴い、制度の円滑な実施に向け、関係機関への協力要請や説明会の開催、集落座談会等で農業者への周知活動に努め、平成23年度には管内で1,274回の説明会等を開催し、延べ4万3千人の方に対して説明を行った。

さらに6月30日までの加入申請受付期間(東日本大震災の影響により、茨城県及び千葉県の全域、並びに長野県栄村にあっては8月31日)に対象となる農業者への周知に向けたポスター掲示やパンフレット及びチラシの配布、広報誌への記事掲載等各種広報媒体を活用したさらなる広報活動を行った。

その結果、農業者戸別所得補償制度加入者の16万5千人に対して助成金を交付した。

オ 環境保全型農業の推進

環境保全型農業の普及・啓発を目的とした環境保全型農業推進コンクールにおいて、管内においては有機農業分野で茨城県の魚住農園が、環境保全型農業分野で山梨県の(財)シルクの里振興公社が農林水産大臣賞を受賞したほか、優秀賞3点、奨励賞5点、特別賞2点の受賞があり、平成24年3月に表彰式及び事例発表を行った。

また、持続農業法に基づく管内の認定農業者(エコファーマー)は着実に増加し、政策目標の指標となるエコファーマーの累積新規認定件数は、平成24年3月末現在で、5万5,210件(前年同月末5万

2,768件、対前年比4.6%増）となっている。

さらに、平成23年度から地球温暖化防止や生物多様性保全の観点から環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者に直接支援する環境保全型農業直接支援対策を実施し、969件（実施面積1,688ha）に対し交付を行った。

※エコファーマーとは、平成11年7月に制定された「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」第4条に基づき、農業者が土づくり技術、化学肥料の使用低減技術及び化学合成農薬の使用低減技術のすべてに取り組むことを内容とする導入計画を都道府県知事に提出して、当該導入計画が適当である旨の認定を受けた農業者の愛称名。

カ 農林水産物・食品の輸出促進

関東農政局では、これから輸出に取り組もうとする生産者や販路拡大を目指す方々に海外マーケットや輸出の最前線での取り組み、輸出のノウハウを学ぶ機会を提供するため、平成23年12月12日に「農林水産物・食品輸出オリエンテーションの会研修会」を開催した。

また、「農林水産物・食品輸出オリエンテーションの会」を平成24年2月13日・14日に開催した。展示・商談会では、バイヤー25・輸出団体等33の間で予定していた商談が165回あったのに加え、バイヤーからのリクエスト商談が12回あった。

なお、東京電力福島第一原子力発電所事故を受けて、諸外国・地域が実施している輸入規制の下、輸出証明書発行等輸出促進対策に取り組んだ結果、緩やかではあるが輸出取組の増加がみられた。

キ 食の安全・消費者の信頼確保に向けた取組と食育の推進

関東農政局では、食の安全を確保するため、農薬及び飼料並びに水産用医薬品の使用実態調査、農産物のカドミウム等の有害物質実態調査、BSE対策として飼料及び肥料への危険部位の混入防止措置、牛トレサビリティ制度の遵守状況等調査、高病原性鳥インフルエンザについて発生リスクを低減するための県の取組への支援等を行った。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う野菜等農産物の安全確認について、都県が実施する試料採取、分析機関への試料搬送等について協力を行うとともに、安全な食品を安定的に供給するために、都県の農林水産物の放射性物質検査が生産・出

荷段階で円滑に実施されるよう、都県の検査機器整備等を支援した。

また、消費者の信頼を確保する取組みとして、各地域センターにおいて「消費者団体との意見交換会」を開催し、「食品等に含まれる放射性物質」「食と農林漁業の再生」等について、意見交換を行ったほか、「食品安全セミナー」及び「食品表示セミナー」を開催するとともに、ホームページやメール等を通じて、消費者等に対し積極的に情報提供を行った。

さらに、生鮮食品、加工食品、有機農産物等の表示調査、食品表示110番、食品表示ウォッチャー等の情報を活用した事実確認のための立入検査等を実施し食品表示の適正化を推進するとともに、食品表示の適正化を推進する事業者の自主的な取組を促進するため各都県において食品事業者表示適正化技術講座を15回開催した。

米穀の適正流通の確保については、食糧法遵守事項に基づき、用途限定米穀の主食用等への横流れ防止のため、生産者、出荷業者及び需要者等に立入検査等を実施するとともに、平成22年10月に施行された米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律に基づき、米穀等の取引等に係る情報の記録が義務化され、平成23年7月には、産地情報の伝達が義務化されたことから、米トレサビリティ制度の周知を行い、米穀事業者に対して立入検査等を実施した。

食育の推進については、「日本型食生活」の普及を図るため、食への関心を高めるための各種イベントの開催、第6回食育推進全国大会（静岡県三島市）への出展のほか、「教育ファーム」への理解を一層深めることを目的として、農業体験に取り組んでいる小学校関係者による意見交換会を開催した。

また、「関東地域食育推進ネットワーク」では、ホームページ、電子メールを活用した参加者相互の情報交換や情報発信の支援を行うとともに、参加者による実践事例の報告や意見・情報交換会を管内各都県毎に実施した。

ク 食品リサイクルの推進

平成19年12月に改正食品リサイクル法が施行され、事業者ごとに再生利用等の実施目標が設定されることや定期報告義務が新設される等の改正が行われた。

このため、関東農政局では、改正法が円滑に運用されるよう、地域センター等の職員が該当する事業者への訪問等により周知及び徹底を図るための取組を行った（平成23年度485事業者）。加えて、定期報

告義務制度について対象事業者への普及、報告書の記入方法の説明等を目的として、静岡市、東京都千代田区、さいたま市、千葉市、横浜市及び前橋市の計6会場で説明会を開催した。

また、優良な食品リサイクル事業者を育成するため、食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者への指導等を行った（平成23年3月末管内登録事業者数68件）。

ケ 6次産業化の推進

平成23年3月に施行された「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（六次産業化法）」に基づく事業計画の認定は、平成24年3月末までに3回行われており、総合化事業計画が94件、研究開発・成果利用事業計画が7件認定された。

認定された事業計画の支援として、取り組みに必要な補助事業（商品開発・販路拡大や施設整備等）や融資制度、6次産業化プランナーによるアドバイス等の支援を行うとともに、管内の6次産業化を推進するため、平成23年7月に埼玉県で「関東地域6次産業化フォーラム」を開催した。

コ バイオマスの利活用の推進

平成21年9月にバイオマス活用推進基本法が施行され、平成22年12月に同法に基づくバイオマス活用推進基本計画が策定された。関東農政局では、同計画に基づき、都道府県及び市町村バイオマス活用推進計画の策定並びに実施に向けた地域での取組を推進した。

また、バイオマス地域利活用交付金、バイオディーゼル燃料事業及び耕作放棄地活用型バイオディーゼル燃料事業、ソフトセルロース利活用技術確立事業、資源循環型地域活力向上対策事業等の補助事業により、地域におけるバイオマスの利活用を支援した。

これらの活動等を通じ、バイオマスの利活用及びバイオマス活用推進計画の普及・啓発を図った。

サ 都市と農山漁村の交流の取組

関東農政局では、都市と農山漁村がお互いの地域の魅力をわかちあい、「人・もの・情報」の行き来を活発にしていこうという観点から、都市と農村を行き交う新たなライフスタイルの実現を進める取組として、グリーン・ツーリズムや、子どもの農業・農村体験の取組を推進している。

平成23年7月には「関東農政局消費者の部屋」において、グリーン・ツーリズム・子ども農山漁村交流プロジェクト関係のパネル展示やパンフレットの

無料配布を行った。

また、農林水産省、文部科学省、総務省の連携により、小学校における農山漁村での1週間程度の長期宿泊体験活動を推進する「子ども農山漁村交流プロジェクト（愛称「ふるさと子ども夢学校」）の取組は、取組4年目となる平成23年度には、全国で22、管内4地区の受入モデル地域が新たに選定され、平成22年度選定地域と合わせ、全国で137、管内で18のモデル地域において、文部科学省が認定したモデル推進校を中心に農林漁家民宿で農山漁村生活体験が実施された。

さらに、平成23年度新規事業で、国が直接支援する「食と地域の交流促進対策交付金」（ソフト、ハード事業）において、ソフト事業で、管内で106地区（全国634地区）、またハード事業では、管内で2地区（全国10地区）をそれぞれ採択した。

シ 鳥獣被害防止対策の推進

鳥獣被害の軽減のため、管内都県と連携しつつ鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画の作成を推進し、平成24年3月時点の被害防止計画策定市町村数は214市町村となった。また、被害防止計画に基づき捕獲、防護柵の設置といった実践的活動を担う鳥獣被害対策実施隊は21市町村で設置されている。

この他、18年7月から地域における被害防止対策の実施に際し、助言等を行うことができる専門家を「農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー」として農林水産省に登録し、地域の要請に応じて紹介する制度を始め、平成23年度は管内ののべ19機関に専門家を紹介し被害防止対策を推進した。

(5) 関係機関との連携強化

地域農政の円滑な推進を図るため、「関東地域食育推進ネットワーク」、「地域リーダー・有識者との意見交換会」、「報道関係者との現地調査」等の各種懇談会及び意見交換会等を開催し、広く意見交換を行った。

また、各種施策の推進に当たっては、関連省庁、都県、生産者団体、実需者団体、消費者団体及び試験研究機関等との各種会議及び意見交換等を通じ意思疎通を図ってきた。

さらに、「関東地域農林水産情報ネットワーク」を活用し、生産者、自治体、JA、生協及び消費者など地域関係者間の連携を図りながら、地域における農林水産情報を迅速に分かりやすく提供できるよう努めてきた。

(6) 広報活動

管内の農業動向、農業行政に関する施策等の普及浸透を図るため、「関東食料・農業・農村情勢報告」を始め、各種統計資料を公表し、一般消費者や都県関係者

及び報道関係者等に管内の農業・農村を紹介した。

関東地域の農政推進地域情報を毎月ホームページに掲載した。

食料・農業・農村に関する情報を「関東農政局メールマガジン」として毎週木曜日に発行するとともに、関東農政局ホームページに掲載した。

インフォメーションセンター（さいたま新都心合同庁舎1号館、2号館及び検査棟に入居している14の官署の業務紹介など、開かれた行政のシンボル拠点）内の「関東農政局消費者の部屋」では、毎月各部の協力により農林水産業に関する幅広いテーマを取り上げた特色ある展示を行うとともに、各地域センターにも消費者コーナーを設け、広く消費者に情報提供を行った。

なお、各種施策の推進に当たっては、リーフレットの配布や説明会の開催、優良事例の紹介等に努めた。

3 北 陸 農 政 局

(1) 地域経済及び農業経営の概要

ア 地域経済

平成23年度の経済情勢をみると、震災の影響の広がりから、厳しい状況がみられたものの、緩やかな持ち直しの動きがみられた。

主要項目別にみると、生産は、震災以降は部品調達難の影響がみられたが、全体としては生産水準が回復している。設備投資は、総じてみれば製造業を中心に緩やかに持ち直している。個人消費は、観光関連や家電販売で厳しさが残るものの、震災による消費自粛ムードが弱まり、全体としては震災前の状況に戻りつつある。雇用状況は、厳しい状況にある中、緩やかに持ち直している。

イ 農業経営(水田作経営)

管内の平成23年水田作経営1経営体当たりの農業粗収益は289万円で、前年に比べ3万円(0.9%)増加した。

一方、農業経営費は208万円で、前年に比べ6万円(3.2%)増加したことから、農業所得は81万円となり、前年に比べ4万円(4.5%)減少した。

また、農業所得、農外所得、年金等の収入に農業生産関連事業所得を加えた総所得は473万円で、前年に比べ11万円(2.3%)増加した。

水田作作付け延べ面積規模別で最も大きい20ha以上階層農業所得は1,582万円と、管内において平均的な経営規模である1.0~2.0ha階層(74万円)の約21倍となっている。

(2) 農業生産の動向

ア 水稻

平成23年産水稻の作付面積(子実用)は20万8,800haで前年産に比べ2,100ha(1.0%)減少した。

10a当たり収量は、全もみ数が「やや多い」となり、登熟は「やや不良」となったことから、前年産を11kg(2.1%)上回る537kg、作況指数は101となった。

県別には、新潟県が作況指数100の538kg、富山県が103の551kg、石川県が102の528kg、福井県が101の523kgとなった。

この結果、収穫量は前年産を1万3千t(1.2%)上回る112万2千tとなった。

イ 麦

平成23年産六条大麦(子実用)の作付面積は、前年産に比べ20ha(0.2%)増加し、9,530haとなった。

10a当たり収量は、前年産に比べ59kg(22.3%)下回る206kgとなった。

この結果、収穫量は前年産を5,600t(22.2%)下回る1万9,600tとなった。

ウ 大豆

平成23年産大豆(乾燥子実)の作付面積は、前年産に比べ600ha(4.1%)減少し、1万4千haとなった。

10a当たり収量は、前年産を4kg(2.9%)上回る141kgとなった。

この結果、収穫量は前年産を200t(1.0%)下回る1万9,800tとなった。

エ 畜産

平成24年2月1日現在の乳用牛の飼養戸数は431戸(前年比4.9%減)で、飼養頭数は1万6,900頭(同3.4%減)となった。

肉用牛の飼養戸数は526戸(同1.9%減)で、飼養頭数は2万4,300頭(同1.3%増)となった。

豚の飼養戸数は206戸(同3.3%減)で、飼養頭数は27万3,300頭(同0.7%増)となった。

採卵鶏の飼養戸数は109戸(同4.4%減)で、飼養羽数は1,036万1千羽(同3.4%増)となった。

(3) 主要な農政課題等をめぐる動き

北陸農政局では、平成23年度行動計画を作成し、これに基づき各種施策を推進するとともに、北陸地域の食料・農業・農村の動向と課題を「情勢報告」として取りまとめた。

ア 食料自給率向上に向けて

(ア) 食料自給率向上に向けた取組

管内の平成22年度における食料自給率は80%と高い水準となっているが、米を除くと自給率は12%と低い水準にある。

このため、食料自給率向上に向けた意識の向上を図るため、「ライスランド北陸2011」キャンペーン活動として、「石川の農林漁業まつり」等のイベントや北陸農政局「消費者の部屋」での展示を通じ、米粉・大豆・六条大麦の消費拡大及び地産地消を推進するパネル展示や資料配布を行った。

国民運動としての「フード・アクション・ニッポン」の取組では、国産農産物の活用を通じ食料自給率向上に貢献する取組等を表彰する「2011FAN アワード」への応募について管内食品関連企業等に働きかけを行い、北陸地域から18件が入賞、内3件が優秀賞に輝いた。また、東日本復興として「食べて応援しよう!」の取組についても、各種イベント等で積極的に周知した。

野菜の加工・業務用需要向け生産拡大の取組を推進したことにより、富山県砺波市のたまねぎ産地では、総出荷量の3割を加工・業務用向けに出荷することを目標に20年(8 ha)から産地化を図り、24年産では約70haまで規模拡大した。

また、飼料自給率の向上を図るため、転作田における稲発酵粗飼料用稲や飼料用米の作付拡大等を推進した結果、稲発酵粗飼料用稲の作付面積は前年に比べて約1.3倍(533ha)、飼料用米作付面積は前年に比べて約2.7倍(3,049ha)に増加した。

(イ) 米消費拡大の推進

米の消費拡大を重点施策の一つとして位置付け、朝食欠食の改善に向けた「めざましごはんキャンペーン」、各種イベント等における普及・啓発活動等に取り組んだ。

また、米粉の普及・拡大を図るため、米粉食品の試食・販売等を含む米粉イベント(24年2月新潟市)、学校給食への米粉パンの導入推進、「米粉取扱店マップ」の追加更新、各種団体と連携した米粉料理講習会への参加等を通じて普及活動を行った。

イ 農業者戸別所得補償制度の着実な推進

(ア) 農業者戸別所得補償制度の本格実施

平成22年度に実施した水田を対象とした戸別所得補償モデル対策に続いて、23年度から畑作物にも対象を拡大して、農業者戸別所得補償制度を本格実施した。

本制度の加入推進については、昨年のモデル対策の実績である13万件を上回るように県段階及び地域段階の再生協議会と連携しながら、積極的に推進活動を展開した。

具体的には、①パンフレットの作成・配布や説

明会の開催(延べ688回、延べ参加人数2万8,369名(23年6月末現在))とともに、②特に米の需給調整非実施者の多い新潟県においては、新潟市周辺を中心として加入推進重点地域を設定し、需給調整非実施者への戸別訪問(約150戸)、加入依頼文の送付(約1万4千名)、農家と北陸農政局長との意見交換会(6月3日新潟市西蒲区)等の取組を実施した。

このような取組の結果、23年度の北陸地域の支払件数は12万6,602件となり、昨年のモデル対策と同程度となった。

(イ) 平成23年産米の需給調整の取組

米の需給調整は農業者戸別所得補償制度を実施することにより、できるだけ多くの農業者が生産数量目標に即した米生産を行うよう促すことによって、その実効性確保を図るとともに、米の需給状況の周知に努めたところである。

その結果、過剰作付は昨年に比べ全国で約2万ha減少し、2万2千ha程度となっている。管内では、富山県、石川県及び福井県は、引続き生産数量目標の範囲内の作付けとなった。新潟県の生産数量目標(面積換算値)は昨年に比べ1,750ha程度減少したが過剰作付面積は約680ha減少し、3,720haとなった。

ウ 意欲ある多様な農業者の育成・確保の取組

(イ) 認定農業者の育成

平成23年3月末現在の認定農業者数は1万8,255経営体(うち法人1,503経営体)で、前年に比べ60経営体増加した。営農類型別に全体に占める割合をみると、稲作単一経営が52%(全国10%)と過半を占め、次いで、稲作を主体とした準単一複合経営が36%(同25%)となっており、合わせて88%(同35%)が稲作を主体とした経営となっている。

(イ) 集落営農の組織化・法人化の推進

平成24年2月1日現在の集落営農数は2,298集落営農(全国構成比16%)で、前年に比べ41集落営農増加した。組織形態別にみると、法人となっているものは723集落営農で全体の31%を占めており、全国の18%を13ポイント上回っている。

また、担い手不足が見込まれる地域において農地・農作業の受け手となることが期待される特定農業団体及び特定農業法人は、23年3月末現在でそれぞれ182集落営農及び199集落営農となっている。

(ウ) 一般法人の農業参入の推進

一般法人の農業参入が容易となった、平成21年の農地法の改正概要や事例をまとめたパンフレットの作成・配布等による情報提供を行った。

これらの結果、一般法人の農業参入数は、農業生産法人以外の法人に対しリース方式により農地の貸付けを可能とする特例措置（リース特区制度）を開始した15年4月から農地法改正までの約6年半では55法人であったが、農地法改正以降の約2年半では60法人（24年3月末現在）となり、大きな伸びとなった。

(エ) 農地利用集積の推進

農地利用集積円滑化団体の実施する農地利用集積円滑化事業の仕組みを活用した戸別所得補償制度の規模拡大加算を通じ、平成23年度において、新たに2,172haが面的にまとまった形で認定農業者等に集積された。

(オ) 優良農地確保対策の推進

改正された農地転用許可制度及び農業振興地域制度の適正運用により、優良農地の確保に努めるとともに、耕作放棄地の再生利用等を推進するため、北陸農政局耕作放棄地解消プロジェクトチームを設置し、地域の現状及び課題の把握のための意見交換会の開催、市町村長等に対する要請活動の実施、耕作放棄地再生利用緊急対策等の支援策に係る説明会の開催、耕作放棄地解消取組事例集の作成・配布等を行い、耕作放棄地の解消等に向けた取組を実施した。

(カ) 新規就農の促進

新規就農を促進するため、新たに就農しようとする青年等を対象に就農支援資金（無利子）の貸付等の支援を行った。また、新規就農に関する情報を提供するため、(社)富山県農林水産公社等と協力し新規就農セミナー（1月）を開催するとともに、各県の就農支援施策をまとめたパンフレットを更新し関係機関への配布を行った。

(キ) 女性農業者の参画に向けた取組

女性農業者の情報交換を目的として「北陸地域女性農業者 WAY・WAY ネットワーク交流会及び勉強会」（7月、12月）並びに「北陸農政局男女共同参画優良事例表彰式」（11月）を開催した。

また、女性起業活動を推進するため、「北陸地域農山漁村女性6次産業化実践セミナー及び相談会」（11月）を開催し、取組事例や支援策を紹介した。

エ 食の安全と消費者の信頼確保、食育の取組

(ア) 食の安全と消費者の信頼確保に向けた取組

a コミュニケーションの推進と消費者への情報提供と意見交換

グループディスカッションを取り入れた食品安全セミナー「家庭でできる食中毒予防」を開催し、コミュニケーションを推進した。

また、消費者の食に関する知識を深めるための「とくだねe～講座」を50回実施するとともに、「消費者団体との意見交換会」については、第1回は「新たな食育の推進について」、第2回は「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」をテーマに各県で実施（延べ8回）し、消費者ニーズの把握と農林水産行政に関する消費者の理解の促進を図った。

b 農産物のリスク管理の推進

国際的な動向に即したリスク分析を着実に推進するため、危害要因に係るサーベイランスやモニタリング等を実施した。また、各県担当者との意見・情報交換を行い、農林水産分野におけるリスク管理等の基本的な考え方に関する知見・情報の共有を図った。農産物の農薬残留やカドミウム含有等の実態についても各県と連携して調査するとともに、農業者等に対して農薬の適正使用・飛散防止やカドミウムの吸収抑制対策等の徹底を働きかけた。

このほか、各県の病虫害防除・試験研究機関担当者を参集した技術研修会を開催し、各県における病虫害同定診断技術の向上を図った。

c 家畜伝染病の発生・まん延防止

管内で高病原性鳥インフルエンザ・口蹄疫が発生した場合に迅速かつ的確な対応が可能となるよう、高病原性鳥インフルエンザの対応マニュアル、口蹄疫の対応マニュアルを一本化し、「北陸農政局管内における特定家畜伝染病が発生した場合等における対応マニュアル」を作成した。

また、「北陸地域家畜衛生対策連絡会議幹事会」を開催し、家畜伝染病対応に係る各県関係部局との連携強化を図った。

管内で高病原性鳥インフルエンザが発生した場合の農政局の防疫支援体制等を確認するための模擬訓練及び防護服の着脱訓練をそれぞれ実施した。

d ペットフード安全法に関する取組

ペットフード安全法に基づき、製造・輸入業者の届出を受け付けるとともに、販売業者への立入調査及び卸売業者への立入検査を実施し

た。

e 牛トレーサビリティ制度の円滑かつ適切な実施

牛トレーサビリティ法に基づき、牛の個体識別のための情報の適切な管理・伝達を推進する観点から、牛の飼養者及び販売業者等に対して監視・指導を行った。

f 放射性セシウムを含む堆肥等の取扱いの適正化

放射性セシウムを含む稲わらを給餌された牛のふん尿から生産された堆肥等による農地土壌の汚染拡大を防止し、食品衛生法上問題のない農畜産物の生産を確保するため、平成23年8月に設定された「肥料等の放射性セシウム濃度の暫定許容値」について各県と連携しながら生産者、製造業者への啓発・周知に努めるとともに、混乱のないように事業者等からの問合せ等に対応した。

g 食品表示の監視・指導等

JAS法に基づく食品の適正表示を推進するため、食品事業者に対して生鮮食品表示状況及び加工食品の原料原産地等の表示状況の調査並びに食品表示110番等に寄せられた不適正表示等に関する情報に基づく調査を実施し、不適正な表示を確認した場合は指導を行った。なお、北陸農政局では、本年度は20業者に文書指導を実施した。

また、事業者及び消費者には、食品表示制度の普及・啓発を図るための出張講座を実施（99回）するとともに、食品の製造・流通・卸・小売業者に対しては、管内4都市において「食品事業者表示適正化技術講座」を実施した。

食品表示に関する法令を所管する関係各機関との連携を図るため、「食品表示監視協議会」を各県にて開催し、不適正表示に関する情報共有や意見交換等を行った。

(イ) 米の適正流通確保に向けた取組

用途限定米穀（加工用米、新規需要米等）の適正流通の確保を目的として食糧法の遵守事項が平成22年4月1日に施行され、23年度は、管内の用途限定米穀取扱業者に対し、違反の有無に関して606件の立入検査を実施した。

また、米トレーサビリティ法について、23年度は、米穀事業者向けの説明会を管内で157回実施するとともに、1,352件の立入検査を実施した。

(ウ) 地域における食育の取組

「食育月間」の取組として、管内各県において「第2次食育推進基本計画」の概要等について、一般消費者向けの説明会及び意見交換会を開催した。また、石川県では「大人の食育」と題し、食育活動に取り組む方を対象に、味噌工場の見学、味噌汁作り等の体験と意見交換会を行った。そのほか、「移動消費者の部屋」の開設によるパネル展示、企業・大学等の食堂での卓上メモを活用した食育に関する情報提供活動等を実施した。

「食育ネットほくりく」交流会を金沢市で開催し、「健全な食生活がもたらす効果と食育の実践」をテーマにして、立命館大学教授陰山英男氏の講演とあわせ、会員の相互交流を促すための意見交換を実施した。

「日本型食生活」の普及を目指した取組として、パンフレット『日本型食生活 いただきます』を作成し情報提供を行った。また、「日本型食生活」認知度アンケート調査を一般消費者を対象に実施した。

子供から大人まで幅広い層の方々に教育ファームを始めとした農林漁業体験への参画を促すため、教育ファーム取組主体の活動を調査しホームページで紹介した。

その他、メールマガジン、農政局ホームページ、啓発誌「食育を進めよう！」等を活用して食育に関する情報提供を行った。

オ 6次産業化への取組

(ア) 6次産業化の推進に向けた取組

6次産業化の推進を図るため、各県に農林漁業者の6次産業化の取組を支援する6次産業化サポートセンターを設置するとともに、6次産業化のアドバイスを行う「6次産業化プランナー」(26名)及び「ボランティア・プランナー」(48名)を選定・任命した。

平成23年3月に施行された「六次産業化法」に基づき、23年度は35件の総合化事業計画を認定した。

(イ) 地産地消の推進に向けた取組

地産地消の推進のため実施された「地産地消給食等メニューコンテスト」において、富山県のコミュニティカフェ・カフェゴッコが、被災地支援部門で審査委員特別賞を受賞した。また、北陸農政局長賞を設定し、管内5団体（新潟県2、富山県1、福井県2）を学校給食部門で表彰した。

また、地域の農林水産物の利用促進を図るため、6次産業化推進整備事業により農産物処理加工施

設の整備を支援した。

(ウ) 農林水産物・食品等の輸出促進に向けた取組

北陸地域農林水産物等輸出促進連絡協議会と連携し、輸出に関する知識・意識の向上を図るための研修会（12月）を開催した。

また、海外・国内のバイヤーと直接商談を行う輸出オリエンテーションの会（3月）を開催し、輸出意欲のある事業者への支援や北陸産食材のPRを行った。

カ 農山漁村地域の活性化への取組

(ア) 農山漁村の活性化に向けた取組

管内においては「農山漁村活性化法」に基づく「活性化計画」が、18市町において新たに22計画策定され、平成19年度からの累計で59市町において153の計画が作成されている。これらの「活性化計画」に基づき米粉処理加工施設の導入等、農山漁村地域の創意工夫を活かした取組に対し「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」により支援している。

(イ) 都市と農山漁村の共生・対流の推進

食を始めとする農山漁村の豊かな地域資源を活かし、創意工夫に富んだ集落ぐるみの自立的・継続的な都市農村交流や地域づくりの取組を推進するため、56地域について「食と地域の交流促進対策交付金」を通じて国が直接支援するとともに、都市農地の保全や都市農業の振興を促進する施設等の整備を行う2地域の取組に対して支援を行った。

また、東日本大震災の復興のため、「食と地域の絆づくり被災地緊急支援事業」を活用した7地域の取組について支援を行った。

(ウ) 鳥獣被害対策の推進

深刻化する鳥獣被害を踏まえ、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（以下、特措法）及び鳥獣被害防止総合対策事業について管内市町村等への周知を図った。その結果、管内81市町村中67市町において特措法に基づく被害防止計画が作成（24年2月末現在）され、52地域協議会（66市町）において上記事業が実施された。

(エ) 農地・水保全管理支払交付金の推進

本対策は、農地・農業用水等の資源の保全管理活動と農村環境の保全活動として平成19年から実施している。

管内の各県、市町村、地域協議会を構成員とする「農地・水保全管理支払ネットワーク会議」を

開催し、情報共有と連携強化を図っている。

その結果、23年度には共同活動支援交付金については、2,448地区（対前年6地区増）、12万3,504ha（対前年40ha増）にて取組が行われた。

また、23年度から新たに、農地周りの農業用排水路等施設の長寿命化等の取組として、向上活動支援交付金が追加され758地区、3万1,101haにて取組が行われた。

(オ) 中山間地域等直接支払制度の推進

平成23年度は、管内66市町村で2,046協定が締結され、3万1,906ha（離島（佐渡市）平地農用地が交付対象となったこと等により5,659ha増）の農用地において耕作、維持管理等の活動が行われた。

キ 農業生産基盤の整備

管内は、耕地面積の90%が水田であり、30a程度以上の区画整備済面積の割合は65.6%、1ha程度以上の区画整備済面積の割合は9.1%となっている（平成22年度時点）。

23年度は、管内で国営かんがい排水事業7地区〔柏崎周辺二期、新川流域、阿賀野川用水、佐渡一期及び二期地区（以上新潟県）、九頭竜川下流一期及び二期地区（福井県）〕及び国営総合農地防災事業1地区〔庄川左岸地区（富山県）〕において事業実施（継続）した。

ク 環境保全型農業の推進

(ア) 環境保全型農業の推進

管内の持続農業法に基づく認定農業者（エコファーマー）は着実に増加し、平成24年3月末現在で4万319件（前年同月末3万2,539件、対前年比23.9%増）と前年に比べ大幅に増加した。

また、環境保全型農業直接支援対策が23年度から実施され、管内各県等で説明会等を積極的に開催し、制度の周知を図った。その結果、交付件数は1,390件、実施面積で4,178ha（全国の24.6%）において地球温暖化防止や生物多様性保全に資する環境保全効果の高い営農活動の取組が実施された。

(イ) 生物多様性の保全への貢献

平成23年6月に、国連食糧農業機関（FAO）から、「世界的に重要な、次世代へ継承すべき伝統的な農法や生物多様性等を有する地域を保全するプロジェクト」である『GIAHS（世界農業遺産）』に認定された新潟県佐渡地域（佐渡市）及び石川県能登地域（七尾市ほか7市町）の取組について支援した。

また、行政機関、地域農業者及び研究機関で構成する「トキの野生復帰に係る農業・農地戦略検討会議」を4回開催し、トキの野生定着と佐渡での持続可能な農業振興を両立させる取組を進めた。

(ウ) バイオマス利活用の推進

バイオマスの利活用を推進するため、管内の県及び市町村に対して、「バイオマス活用推進基本法」に基づくバイオマス活用推進計画の策定について周知を行った。

また、バイオマス地域利活用交付金、バイオ燃料地域利用モデル実証事業、バイオ燃料生産拠点確立事業等の補助事業により、地域におけるバイオマスの利活用を支援した。

(4) 関係機関との連携強化

管内各県・市町村、土地改良区等から、随時「施策提案」を受け、地域農政推進のための意見交換を行うとともに、地域住民からの要望・相談に対応し、地域農政への理解醸成に取り組んだ。

(5) 広報活動

ア 報道機関対応

管内の農業動向、各種調査結果、主要施策等について随時公表を行うとともに、農政担当記者との情報交換の場として、石川地区（金沢市）及び新潟地区（新潟市）において記者懇談会を開催し、一般国民へのタイムリーな情報提供に努めた。

また、報道機関で農業関係記事等の報道に当たり、主導的な役割を果たしている論説委員等と農政局幹部との現地懇談会を11月30日から12月1日にかけて実施した。

イ ホームページやメールマガジンによる情報発信

農政局ホームページは、食料自給率の向上、食の安全や消費者の信頼の確保、農業者戸別所得補償制度など農林水産施策の情報を消費者、生産者、事業者等に分かりやすく発信した。

また、農政局メールマガジン「あぐり北陸」において、農林水産施策の情報を毎月5日と20日に配信した。

4 東海農政局

(1) 東日本大震災について

東海農政局による主な取組

災害対策本部を平成23年3月11日に立ち上げ、各種情報の取りまとめと管内各県・関係団体等への迅速な情報提供を通じて、食料の確保及び円滑な流通の確保、更には農作物の安全性等に関する正確な情報の提供に

努めた。

被災地からの派遣要請に対しては、原子力災害現地対策本部や福島県政府現地連絡対策室への職員派遣の支援を行った。また、甚大な被害を受けた農地・農業用施設の復旧を応援するため、岩手・宮城・福島県の沿岸部を中心とした地域に多くの技術者を派遣した。さらに、福島県が実施した「警戒区域内における緊急対応（離れ畜対応）」に係る職員の派遣も行った。

被災者の就業支援に向けた取組については、「日本はひとつ」しごとプロジェクト」に参画し、地方労働局等関係機関とも連携し、農林水産業への就労に関する情報共有、情報提供等を行った。

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴ういわゆる風評被害を防止するために、管内の卸売市場関係者、食品事業者等に対し科学的・客観的な根拠に基づく円滑な流通・消費確保の要請を行うとともに、消費者や関係機関等に対する農産物の出荷制限等の情報提供に努めた。

また、管内の食品等の輸出が円滑に行えるよう、輸出に関する証明書の交付における県等との連絡調整、県への人的支援、影響を受けた管内輸出業者からの相談対応や輸出促進協議会を通じた輸出企業への情報提供等を実施した。

(2) 地域経済及び農業経営の概要

ア 地域経済

平成23年4月以降の管内経済の動向は、東日本大震災や電力供給制約、急速な円高による企業収益の圧迫や海外生産の加速化など、激動した経済環境を企業の驚異的な復旧努力と財政出動等の下支えから、全体としては緩やかに持ち直した。

生産面は、前年からの持ち直しの動きが大震災により自動車関連を中心に低下したものの急回復し、年央には再び持ち直しの動きがみられた。秋にはタイ洪水の影響により一時的に弱含んだものの、年末には新型車投入やエコカー補助金の復活などから増加した。また、金属工作機械は堅調に推移した。一方、薄型テレビ関連は7月のテレビ地上波アナログ停波後の需要減から大きく減少し、生産拠点の縮小が進んだ。

需要面では、消費は大震災の影響から消費者マインドの低下がみられたものの、年央には猛暑と節電意識の高まりから弱いながらも持ち直しの動きがみられた。輸出は、生産回復とともに持ち直し、年央からは一段と増加したものの、円高に加え欧州経済危機や中国経済の減速などから年末にはテンボが緩やかとなった。

雇用は、厳しい状況が続いているものの、秋以降は緩やかな持ち直しとなった。

イ 農業経営の概要

東海3県における平成23年の水田作経営の1経営体当たり農業粗収益は152万5千円、農業経営費は150万4千円となり、農業粗収益から農業経営費を差し引いた農業所得は2万1千円となった。

また、農外所得は238万円、年金等の収入は275万2千円となり、農業所得に、農業生産関連事業所得、農外所得及び年金等の収入を加えた総所得は515万4千円となった。

(3) 農業生産の動向

ア 水稻

平成23年産水稻の作付面積（子実用）は8万5,200haで、前年産に比べ1,700ha（2%）減少した。

10a当たり収量は495kgで、作況指数は99となった。

これは、もみ数は平年並みないし、やや多くなったものの、登熟は日照不足及び台風により、平年並みないし、やや不良となったためである。

収穫量は42万1,700tで、前年産に比べ5,700t（1%）減少した。なお、主食用作付面積に10a当たり収量を乗じた収穫量（主食用）は41万7,700tとなった。

イ 小麦

平成23年産小麦の作付面積は1万4,300haで、前年産に比べ500ha（4%）増加した。

10a当たり収量は276kgで、前年産を61kg（28%）上回った。

収穫量は3万9,400tで、前年産に比べ9,700t（33%）増加した。

ウ 大豆

平成23年産大豆の作付面積は1万1,200haで、前年産に比べ500ha（5%）増加した。

10a当たり収量は106kgで、前年産を55kg（34%）下回った。

収穫量は1万1,900tで、前年産に比べ5,300t（31%）減少した。

エ 茶

平成23年産茶の摘採延べ面積は8,550haで、前年産に比べ40ha（0%）増加した。

生葉収穫量は4万1,600tで、前年産に比べ900t（2%）増加した。

荒茶生産量は8,920tで、前年産に比べ250t（3%）増加した。

オ 野菜

平成23年産指定野菜の作付面積は1万7,700haで、前年産並みとなった。

収穫量は61万7,300tで、前年産に比べ1万8,900t（3%）減少した。

品目別では、キャベツが24万5,400t（前年産に比べ5%減少）、トマトが8万2,100t（同3%増加）となった。

出荷量は52万6,300tで、前年産に比べ1万8千t（3%）減少した。

カ 果樹

平成23年産主要果樹（みかん・りんご・ぶどう・日本なし・もも・かき・くり）の栽培面積は8,870haで、前年産に比べ170ha（2%）減少した。

収穫量（主産県）は9万6,800tで、前年産に比べ1万3,800t（17%）増加した。

品目別では、みかんが5万3,900t（前年産に比べ21%増加）、かきが2万3,600t（同18%増加）となった。

出荷量（主産県）は8万5,400tで、前年産に比べ1万2,300t（17%）増加した。

キ 花き

平成23年産花き（主産県）の作付（収穫）面積は、切り花類が1,629ha（前年産に比べ3%減少）、鉢ものの類が438ha（同2%減少）、花壇用苗ものの類が192ha（同4%減少）となった。

ク 畜産

(ア) 乳用牛

平成24年2月1日現在の飼養戸数は628戸で、前年に比べ21戸（3.2%）減少した。

1戸当たり飼養頭数は71.5頭で、前年に比べ1.3頭（1.9%）増加した。

(イ) 肉用牛

平成24年2月1日現在の飼養戸数は1,284戸で、前年に比べ30戸（2.3%）減少した。

1戸当たり飼養頭数は89.0頭で、前年に比べ0.6頭（0.7%）増加した。

(4) 主要な農政課題等をめぐる動き

ア 食料自給率向上に向けた取組

(ア) 東海地域の自給率向上に向けた推進活動等

東海農政局では、平成24年3月、国民一人一人が取組可能な国産農産物の消費拡大運動の推進に向け「未来を担う人と共に日本の食を次世代に残す取組を考える」をテーマに、東海学園大学と連携し「東海地域食料自給率向上研究会」を開催した。

また、大人向け食料自給率啓発資料として「食

料自給率アップのためのメニュー」を新たに発行したほか、市民講座や大学等へ講師を派遣し、食や農林漁業等に関する情報提供を行うなど、食料自給率向上への理解をさらに広げる取組を積極的に行った。

(イ) 食料消費面の取組

東海農政局は、食料消費面の取組として「第2次食育推進基本計画」に基づき、管内の食育関係者との連携を図りつつ「食事バランスガイド」等を活用した「日本型食生活」の実践のための取組を推進した。併せて「とうかい食育推進だより」、「教育ファームねっとわーく東海」及び教育ファームメールマガジンを発行するとともに、管内の教育ファームの取組事例等をホームページで紹介した。

米の消費拡大に向けて、学校給食関係者に米飯学校給食の増加の働きかけを行った。また、米粉食品の認知度を向上させるため、消費者向けには、情報発信（市民講座3回、出向展示1回）や料理教室の開催による利用促進活動を行うとともに、米粉製造・販売業者等には、米粉パン製造技術講習会やお互いの情報交換により、米粉食品取扱店の拡大と商品幅の拡大を図った。米粉食品取扱店が参加する会議には生産者団体にも参加を呼びかけ、意見交換の場を設ける中で生産者団体と実需者のマッチングを行った。あわせて各県団体の米粉ネットワークとの連携や関係機関との連携も図った。

(ウ) 生産面の取組

戦略作物の麦・大豆については、農業者戸別所得補償制度の加入推進活動を通じた生産拡大の取組により、麦の作付面積は1万4,800ha（対前年比104%）、大豆は1万1,200ha（対前年比105%）となった。また、新規需要米のうち米粉用米については、米粉食品の普及推進の活動等により、作付面積は、157ha（対前年比104%）となった。飼料作物については、WCS用稲、飼料用米の生産・利用推進に係る技術検討会の開催、事例集の作成・配布等の取組を通じ、WCS用稲（平成22年301ha→平成23年421ha）及び飼料用米（平成22年770ha→平成23年1,838ha）といった水田における飼料作物作付面積の伸びにより、平成23年度における飼料作付面積全体は対前年比116%の7,560haとなった。

一方、食品残さの利用については、エコフィードを給与した家畜から得られた畜産物及びその加

工食品を「エコフィード利用畜産物」として認証する制度が平成23年5月から開始され、このことに対し説明会を開催し普及・啓発等を行った。また、ホームページに掲載している「食品残さ飼料化データベース」を拡充し、食品残さの供給者と利用者のマッチングを行った。

(エ) 地産地消の推進

東海農政局は、地産地消の取組を自ら実践するため、また、東日本大震災により被害を受けた地域を応援するため、管内の食材と東北・関東地域の食材を使用した「東日本応援東海べんとう」を毎月1回東海農政局の食堂で提供した。

また、管内の優れた地産地消の取組を実現するための助言を行う「地産地消の仕事人」が新たに5人選定された。

さらに、学校給食や社員食堂等で地場農林水産物を使ったメニューを表彰する「地産地消給食等メニューコンテスト」において、管内から「豊田市南部給食センター」（愛知県豊田市）が文部科学大臣賞、「共栄調理場」（岐阜県多治見市）が東海農政局長賞を受賞した。

(オ) 優良農地の確保

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、優良な農地を農用地区域として確保するため、国と都道府県が「確保すべき農用地面積の目標」として、岐阜県4.5万ha、愛知県6.0万ha、三重県5.5万haが設定され、農地制度の改正に伴う農地転用許可制度の厳格化等により、優良農地の確保に取り組んだ。

また、「耕作放棄地全体調査」により耕作放棄地の実態を把握するとともに、耕作放棄地再生利用緊急対策による再生利用の取組に対する支援、発生防止・解消に向けた地域への積極的な働きかけの実施等、耕作放棄地対策を推進した。

イ 農業者戸別所得補償制度の推進及び実施

平成23年度4月から畑作物にも対象を拡大し本格実施となった農業者戸別所得補償制度を円滑に推進するため、局内及び各地域センターに戸別所得補償制度推進チームを設置し、本省、局内関係各課、関係機関との連絡調整、農業者等からの相談対応等に対応するとともに、各地域に担当職員が出向き、局独自に作成したパンフレット等を活用し、行政担当者等への説明及び農業者等への加入推進等の説明会を行った。

また、市町村等の広報誌やホームページへの掲載依頼、土地改良区等を通じたPR資料の配付等を行

った。

その結果、管内の加入（交付）件数は7万5,196件となり、経営形態別の内訳は、個人が7万4,492件、法人が367件、集落営農が337件となった。

事業別の加入件数は、米の所得補償交付金6万7,636件、水田活用の所得補償交付金が2万6,769件、畑作物の所得補償交付金が2,193件となった。

平成24年度は、農業者戸別所得補償制度の更なる円滑な実施のため、各地域での説明会に加え、より多くの農業者への周知を図るため、地域再生協議会や農業共済組合等を通じ、PR資料をほとんどの地域で全農家へ配付した。

また、加入推進活動として、

- (ア) 地域再生協議会等と連携し、出張受付会を行って、新たな加入者の掘り起こし
- (イ) 需給調整非実施者の割合が高い地域及び加入率の低かった地域に対し、重点的な推進
- (ウ) 制度に未加入の大規模農業者に対し、電話加入推進、戸別訪問、パンフレット郵送等による加入推進等を行った。

ウ 食の安全と消費者の信頼確保に向けた取組

(ア) 食の安全に向けた取組

食の安全を確保するため、農薬、飼料及び水産用医薬品の使用実態調査、農産物のカドミウム等の有害物質実態調査並びにBSE対策として飼料及び肥料への危険部位の混入防止措置、牛トレーサビリティ制度の遵守状況等調査、ペットフードの安全確保のための検査及び調査、高病原性鳥インフルエンザ発生時の協力体制の整備等を行った。

(イ) 農業生産工程管理（GAP）の導入

東海農政局は、平成22年4月に策定された「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」について、平成23年3月に対象作物等を追加する改定があったため、説明会を開催し、県・市町村等に改定内容を周知した。また、消費・安全対策交付金の事業等を通じ、ガイドラインに則したGAPの現場への導入や、指導者の育成及び研修等の取組を支援した。

平成24年3月末現在の管内におけるGAP導入産地数は189産地となった。

(ウ) JAS法に基づく食品表示適正化の推進等

消費者が安心して食品を選択できるよう小売店舗、中間流通業者における食品の表示実施状況の確認、名称、原産地表示等の表示根拠の確認等の

調査を計画的に実施するとともに、違反が確認されれば、JAS法に基づく指示・公表等を行った。

また、各種団体が開催する食品表示説明会に講師を派遣したほか、各県において食品の製造業者、小売・卸・流通業者を対象に適正な食品表示を行うための表示方法を紹介する「食品事業者表示適正化技術講座」を開催し、食品表示の重要性や適正な表示の在り方について普及・啓発を行うとともに、「親子食品表示パトロール隊」を各県で実施し、様々な年代層に対して食品表示への関心喚起に努めた。

食品企業におけるコンプライアンスの徹底を図るため、岐阜県が開催した「食品表示講習会」に参加し、出席した企業に「食品業界の信頼性向上自主行動計画策定の手引き」により社内の取組の点検・検証を行って必要な取組を実行していくとともに、その取組を外部に公表していくよう要請した。

(エ) 米穀の流通監視の取組

米トレーサビリティ法に基づく流通監視については、平成23年7月から産地情報の伝達が義務化されたことから、対象事業者において米トレーサビリティ法に基づく義務が遵守されるよう、関係機関とも連携の上、監視・指導を行った。

また、制度の周知啓発を図るため、米穀事業者及び消費者を対象とした説明会を開催するとともに、保健所、商工会、栄養士会、米穀事業者等からの個別説明会への講師派遣要請に対応した。

食糧法に基づく流通監視については、用途限定米穀（飼料用米、加工用米）の生産者及び実需者等に対し、横流れ防止を最重点課題として立入検査を実施した。

農産物検査法に基づく流通監視については、登録検査機関に対し立入調査を実施した。

(オ) 消費者への情報提供と意見交換

東海農政局は、「消費者の部屋」を設置し、消費者相談の受け付けやテーマを定めた特別展示、移動消費者の部屋の開設等情報発信に努めた。また、地方自治体と連携した市民講座を開催し、農林水産施策情報の受発信を行った。

さらに、消費者とのコミュニケーションの推進に向け、消費者・食品関連事業者・行政による懇談会、消費者団体との懇談会、生協との懇談会及び主婦・学生を対象としたランチタイムセミナーを開催した。

エ 農山漁村6次産業化の推進

東海農政局においては、管内各県関係機関からなる「東海地域6次産業化推進協議会」を設置し、当協議会と連携して活動するとともに、農林漁業者からの相談に対応するため局内に「6次産業化の推進に関する総合相談窓口」を設けるなど管内の6次産業化を推進した。

また、6次産業化の推進の核となる制度である「六次産業化法」に基づく総合化事業計画について管内で65件の認定を行った。

これらの総合化事業計画の取組みなどを支援するため管内岐阜県、愛知県及び三重県の県域毎に「6次産業化サポートセンター」を設置し、専門家である「6次産業化プランナー」を配置して、農林漁業者が新たな事業分野に取り組む際のアドバイスや事業計画づくり及び事業化の総合的なサポートを実施した。

オ 農商工等連携・地域資源活用の促進

東海農政局と中部経済産業局は、管内の資源を活用した農商工等連携・地域資源活用を推進するため、県や関係団体等との連携のもと、新商品の開発や販路拡大等を支援したほか、農商工等連携フォーラム等を開催し、情報提供や意見交換等を行った。

このような支援等を展開し、管内では平成23年度に「農商工等連携事業計画」を13件（平成23年度末累計62件）、「地域資源活用事業計画」を4件（平成23年度末累計45件）を認定した。

カ 水田・畑作経営所得安定対策等の取組

県担い手育成総合支援協議会等と連携して、市町村等に対し、担い手育成関係事業の積極的な活用等の働きかけを行うとともに、集落レベルの相談会の開催や市町村・農協等へ出向いて水田・畑作経営所得安定対策出張受付等を行い、本対策の加入促進を図った。

その結果、管内における平成23年度の「水田・畑作経営所得安定対策」への加入者数は1,440経営体（岐阜県497経営体、愛知県333経営体、三重県610経営体）となり、前年に比べ93経営体減少したが、これは農業者戸別所得補償制度の本格実施に伴い、戸別所得補償制度に加入した米作付のみの農業者が加入を見送ったことによるものである。

一方、加入者の作付予定面積は、米が1万5,320ha、麦が1万3,539ha、大豆が9,927haで、米と麦については前年（米1万6,292ha、麦1万3,994ha）を下回り、大豆については前年（9,858ha）を上回った。

加入経営体の内訳は、認定農業者が1,238経営体

（岐阜県389経営体、愛知県327経営体、三重県522経営体）で前年（1,303経営体）より65経営体、集落営農組織が202経営体（岐阜県108経営体、愛知県6経営体、三重県88経営体）で前年（230経営体）より28経営体それぞれ減少した。なお、集落営農組織の割合は14.0%であった。

また、平成23年度からの農業者戸別所得補償制度の本格実施に伴い、畑作物の「生産条件不利補正対策」が農業者戸別所得補償制度の「畑作物の所得補償交付金」へ移行すること等の説明を交付金申請出張受付時やパンフレットの送付等により、加入者に対して行った。

キ 改正農地制度の定着・推進

東海農政局は、改正農地法（平成21年12月）の目的である農地の確保とその有効利用を図るため、県、農業会議等関係機関・団体と連携し、農地利用集積円滑化団体の設立（管内125市町村のうち122市町村が設立）、全126農業委員会における遊休農地の解消に向けた取組の推進、全国で納税猶予適用者が最も多い愛知県下の農協及び市町村を対象に、相続税納税猶予制度と戸別所得補償制度を連携させ、関連記事の広報誌への同時掲載による制度周知等によって農地集積の推進活動を行った。

また、「適正に農地を利用していないときは契約を解除する」等の条件の下で、農業生産法人以外の法人による農業参入を促進するため、企業等に対するセミナーや相談等を通じた周知を行った結果、サービス業、食品産業、小売業等、多様な業種から新たに45法人が参入し、85法人となった。

ク 鳥獣被害対策の推進

鳥獣被害の広域化・深刻化を踏まえ平成20年2月に施行された「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づき、管内では、68市町村（平成24年2月末現在）が被害防止計画を作成し、54市町村が鳥獣被害防止総合対策交付金により地域ぐるみの被害防止活動や侵入防止柵の整備等の鳥獣被害防止対策に取り組んだ。東海農政局では、関係機関との連携、情報交換を図るとともに、鳥獣被害防止総合対策及び鳥獣被害対策実施隊の設置に関する現地説明やホームページ等による情報発信により鳥獣被害防止対策の一層の推進を図った。

ケ 「バイオマス活用推進計画」の策定推進

バイオマス活用推進基本計画には、平成32年に全都道府県及び600市町村において地域のバイオマス利活用推進計画を策定することを目標に掲げられて

いることから、県・市町村及び民間バイオマス関連事業者に対して、「バイオマス活用推進計画」の策定推進のために説明を行った。

コ 農山漁村の活性化

(ア) 農山漁村の活性化

農山漁村の活性化に向け地域自ら考えて行動する取り組みを支援するため、「農山漁村活性化の支援窓口」を設置し相談に対応した。

また、「農山漁村活性化法」に基づき、平成23年度までに、県及び市町村が作成した57の「活性化計画」に基づき、「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」により、定住等及び地域間交流を促進する取組を支援した。

さらに、「食と地域の交流促進対策交付金」により、35地区で、食をはじめとする農山漁村の豊かな地域資源を活用した集落ぐるみの都市農村交流や、子どもたちが、農家民泊等を通じて、地域の人々と交流する「子ども農山漁村交流プロジェクト」等の取組を直接支援した。

(イ) 「食と地域の『絆』づくり」の情報発信

国民のいのちを支える「食」をテーマとして地域活性化に取り組む先駆的優良事例を奨励する「食と地域の『絆』づくり」において、「石徹白（いとしろ）地区地域づくり協議会」（岐阜県郡上市）の事例が選定されたことから、ホームページ、メールマガジン等を通じ、先駆的優良事例として情報発信を行った。

サ 環境の保全・向上に向けた取組

(ア) 環境保全型農業の推進

東海農政局は、東海ブロック環境保全型農業推進会議において、環境保全型農業推進コンクール受賞者との意見交換会の開催や環境保全型農業に係る情報提供等を行い、エコファーマーの認定について推進を図った。

結果、平成24年3月末現在の管内のエコファーマー認定件数は4,909件となった。

また、東海ブロック有機農業推進委員会において、有機農業の生産・流通・消費等における課題や関係者の意見等の整理、現地検討会の開催等、管内の有機農業の推進を図った。

(イ) 環境保全型農業直接支援対策等の取組

平成23年度、地球温暖化防止や生物多様性に効果の高い営農活動を実施する農業者等へ直接支援を行う環境保全型農業直接支援対策が創設された。

東海農政局では、関係機関と連携して、農業者

説明会、パンフレットの配付、ホームページやメールマガジン等による情報発信を行い本対策の周知を図った。

その結果、平成23年度環境保全型農業直接支払交付金の取組実績は189件、538haとなった。また、平成22年度までの農地・水・環境保全向上対策（営農活動支援）の移行措置として設けられた先進的営農活動支援交付金は140組織で取り組まれ、取組面積は2,664haとなった。

(ウ) 農地・水・保管理支払交付金の取組

東海農政局は、制度内容、資源保全の重要性、取組事例を幅広く活動組織や協議会に情報提供し、地域での取組が円滑に進むよう支援した。

管内における平成23年度の「共同活動」の組織数は1,213組織、取組面積は約6万9千ha、「向上活動」の組織数は262組織、取組面積は約1万4千haとなった。

また、平成24年2月に水土里フォーラム「出会い」の会を開催し、有識者から活動の効果や課題について意見を聴取した。

シ 輸出促進に向けた取組

東海農政局は、輸出促進ホームページによる事業公募等の情報発信を行った。

また、輸出普及・啓発活動では、平成19年から毎年「輸出オリエンテーションの会」を実施し、平成23年度は、国内外のバイヤー20社を招へいしてセミナー及び商談会を開催した。

さらに地方公共団体、農業団体及び関係団体との連携強化を図り、平成19年に設立した「東海地域農林水産物等輸出促進協議会」と連携した輸出促進のためのセミナーを開催し、管内における輸出の弊害となる問題点の提起、解決に取り組んだ。

ス 花育活動の推進

東海農政局は、花きの生産・流通・小売関係団体等で構成する「東海地域花き普及・振興協議会」と連携して、花育の取組を行った。

花育推進検討会を開催し、中学校技術家庭科の生物育成必修化に対する対応検討、各県・団体における取組状況について把握を行ったほか、「ぎふフラワーフェア」や愛知県の「フラワーブラボーコンクール」を通じ、フラワーアレンジメントや寄せ植え体験等の花育活動に支援を行った。

セ 農業水利施設の適切な更新・保管理に向けた取組

東海農政局は、農業水利施設等の適切な更新・保管理のため、ストックマネジメントを実施した。

管内の国営事業で造成した農業水利施設について、平成19年度から平成23年度までの5カ年間に、すべての施設を対象に機能診断を実施し、機能保全計画を策定した。平成23年度は国営事業地区3地区を対象に実施した。

(5) 関係機関との連携強化

地域農政の円滑な推進及び農業施策の促進を図るため、東海地域農政懇談会等を開催し、財界、学識経験者、管内各県、消費者、農業者等と幅広く意見交換を行った。

また、管内各県、農業関係団体、食品産業団体等と連携して、シンポジウム・イベントを開催し、各種事業の普及、農業の多面的機能や資源保全のPR、バイオマスの推進等、各種施策の啓発を行った。

(6) 広報活動

管内農業の動向、農政施策の普及浸透を図るため、「東海食料・農業・農村情勢報告」や各種統計資料を公表し、管内の農業・農村を紹介するなど、多様な広報活動を行った。

ア 報道機関等への情報発信と意見交換

報道関係者との連携強化に向けた取組として、局長就任記者会見、プレスリリースの発信（58回）、記者へのレクチャー（3回）、報道関係者現地調査（2月・愛知県下）、記者勉強会（1回）を実施し、報道関係者に迅速かつ丁寧な情報提供を行うとともに、農業施策に関する意見交換等を行った。

イ ホームページ等による各種情報の発信

東海農政局のホームページは、農山漁村の6次産業化及び農業者戸別所得補償制度等、平成23年度に重点的に施策展開がされた案件及び予算の広報等について、情報の発信を重点的に行った。

また、農業政策情報はもとより、管内の話題のスポットや旬な農産物等を幅広く紹介する政策情報誌「食・農びっくあっぷ」を毎月作成したことに加え、臨時号を2回発行、計14回発行するとともに、ホームページへ掲載した。

さらに、ホームページを補完するため、東海農政局メールマガジン「とうかいほっとメール」を毎月2回及び特別号として、計22回発行した。

なお、平成23年度末の読者数は5,021人と、ここ数年、安定した購読者数を確保している。

5 近畿農政局

(1) 地域経済及び農業経営の概要

ア 地域経済

平成23年度の近畿管内の経済情勢は、前半はアジ

ア向け輸出により緩やかな回復基調にあったが、東日本大震災の影響が生産面などにみられた。後半は海外経済の減速や円高などの影響を受け、全体として弱含みで推移した。

消費面では、前半は省エネ家電製品や増床効果によりデパートが堅調であったが、震災の影響から乗用車販売や海外からの観光客は減少した。後半はテレビ地デジ化の駆け込み需要の反動がみられたが、乗用車販売は震災の影響が薄れるとともにデパートの増床効果もあって、全体としては緩やかに持ち直した。

雇用面では、厳しさを残しながらも徐々に回復し、賃金も下げ止まり傾向となった。

イ 農業経営

平成23年の水田作経営の1経営体当たり農業粗収益は134万円で、米の価格上昇から前年に比べて5.0%増加した。

一方、農業経営費は121万円で、前年並みとなった。

この結果、農業粗収益から農業経営費を差し引いた農業所得は12万円となった。

(2) 農業生産の動向

ア 水稻

平成23年産水稻の作付面積（子実用）は10万9,300haで、前年産に比べ1,200ha（1.1%）減少した。

作柄は、5月下旬から6月中旬の低温、日照不足により生育が抑制されたが、6月下旬からおおむね天候に恵まれたこと等から、作況指数99で、10a当たり収量504kg、収穫量は55万1,200tとなった。

イ 野菜

平成23年産野菜の作付延べ面積は2万5千haで、前年産に比べ200ha（0.8%）減少した。

うち、指定野菜（平成23年産が主産県調査のため、一部の府県でレタス、にんじん、ピーマンが調査対象外であったことから、これら3品目を除く対前年比較可能な指定野菜11品目）の作付面積は1万2,900haで、前年産に比べ100ha減少した。収穫量は41万8,300t、出荷量は31万8,400tであった。

ウ 果樹

平成23年産果樹の栽培面積は2万8,300haで、前年産に比べ200ha（0.7%）減少した。

うち、温州みかんの主産県（大阪、兵庫、和歌山）における結果樹面積は8,420haで、前年産に比べ60ha（0.7%）減少した。収穫量は19万9,200tで、21年産（隔年結果があることから21年産と比較）に比べ9,400t（4.5%）減少した。これは、5月下旬から6月中旬の日照不足及び6月下旬以降の高温により

生理落果が多発し、結果数が大幅に減少したこと等による。

かきの主産県(奈良、和歌山)における結果樹面積は4,650haで、前年産並みとなった。収穫量は7万5,800 tで、前年産に比べ1万8,100 t (31.4%)増加した。これは、低温・降霜被害のあった前年産に比べ着果数が増加したこと等による。

うめの主産県(奈良、和歌山)における結果樹面積は5,510haで、前年産並みとなった。収穫量は6万7,900 tで、前年産に比べ9,800 t (16.9%)増加した。これは、開花期の天候不順の影響により着果数が減少した前年産に比べ、着果数が増加したこと等による。

エ 畜産

平成24年2月1日現在における家畜の飼養頭数をみると、乳用牛は3万2,600頭で前年に比べ1,200頭(3.6%)減少した。これは、飼養者の高齢化による廃業等による。

肉用牛は8万8千頭で前年並みとなった。これは、飼養者の高齢化による廃業等で飼養戸数は減少しているものの、1戸当たり飼養頭数が増加していることによる。

(3) 主要な農政課題等をめぐる動き

ア 食料自給率向上に向けた取組

(ア) 米の消費拡大の取組

a 米を中心とする食生活の普及

朝ごはんの習慣化の促進やバランスのよい「日本型食生活」を普及し、米の消費拡大を図ることを目的とした「めざましごはんキャンペーン」の取組として、市町村等が主催するイベントに出展し、パネル展示、資料配布を行った。

また、米飯学校給食推進のため、米飯学校給食に係る状況調査を踏まえ、関係機関へ米飯・米粉パン給食回数増加について働きかけを行った。

なお、平成22年度米飯給食の週平均実施回数は全国で3.2回(平成21年度3.2回)であり、近畿管内の各府県では2.8～3.9回(平成21年度2.7～3.7回)と増加傾向となっている。

b 米粉食品の普及に向けた取組

全国に先駆けて平成14年に設立した「近畿米粉食品普及推進協議会」と連携し、平成23年度には、「広がる米粉の可能性～米粉まつり2011～」を開催し、シンポジウム、米粉食品の試食・販売、製粉機械の紹介、米粉料理教室等を実施した。

また、米粉利用技術の普及に向けた取組として、「米粉パン製造技術講習会」、「米粉を使った給食メニュー普及のための調理講習会」を開催した。

さらに、「米粉の需要拡大に向けたセミナー及び広域商談会」を開催し、米粉の新たな需要創出と、生産者と実需者等のマッチング促進を図った。

(イ) 新規需要米の取組

平成23年の近畿管内における新規需要米のうち、米粉用米、飼料用米、稲醪醪粗飼料用稲の作付面積は、農業者戸別所得補償制度における戦略作物としての助成措置に伴い、農業者の取組意欲が高まったことから大幅に増加し、米粉用米が211ha(前年産の約1.5倍)、飼料用米が685ha(同4倍)、稲醪醪粗飼料用稲が582ha(同1.5倍)となった。

イ 食の安全と消費者の信頼確保、食育に向けた取組

(ア) 消費者行政の展開

消費者等から消費者相談窓口に寄せられた相談件数は588件であり、相談内容は、東日本大震災に伴う原発事故関連の相談が多く、特に食品の安全性に関する相談が30%以上を占めた。

また、「消費者の部屋」として庁舎内外において165回の展示を実施するとともに、小学生と保護者を対象に「みんなつながっているよ！自然も人も農業も」をテーマとした「夏休み子ども消費者の部屋」を開催した。

さらに、食の安全や消費者の信頼確保のため、消費者等への正確でわかりやすい情報提供に努め、意見交換会等を45回開催した。

(イ) 食品表示の監視体制の強化

農林水産消費安全技術センター等との連携の下、JAS法に基づき、食品表示について一般調査等を実施した。

「食品表示110番」に寄せられた情報等3,534件のうち、疑義情報として取り扱う情報提供については、立入検査等を行った。

JAS法に基づく改善の指示を行ったものは1件あった。

(ウ) 米穀の適正流通確保に向けた取組み

平成22年4月から施行された食糧法遵守事項省令に基づき、用途限定米穀(新規需要米・加工用米等)の生産者、出荷業者及び需要者等に対し主食用等への横流れ防止を重点課題として巡回立入検査を実施(680事業者)した。

登録検査機関に対する農産物検査の適正実施については、農産物検査法に基づき、近畿管内すべての登録検査機関への監査を実施するとともに、農産物検査を行う検査場所ごとに巡回立入調査を実施（186登録検査機関）した。

なお、食品としての安全性を欠く米穀等の流通を防止し、米穀等の適正かつ円滑な流通を確保するため、広く国民から情報を受け付ける米穀流通監視相談窓口を開設し、214件の問い合わせや情報提供に対応した。

(エ) トレーサビリティ制度の推進による消費者の信頼確保

牛トレーサビリティ制度の適切な運用を図るため、生産段階については、耳標の装着や、各種届出の状況等について立入検査（1,573回）を実施するとともに、耳標の装着等が不十分な管理者に対して指導を行った。流通段階では、食肉販売業者等に対して帳簿の備付けや個体識別番号の表示・伝達の状況について立入検査（4,632回）及びDNA鑑定用の牛肉サンプルの採取（1,584検体）を実施するとともに、個体識別番号の表示・伝達等が不十分な業者に対して指導を行った。

また、平成23年7月から完全施行となった米トレーサビリティ法に基づき、取引等の記録の作成・保存並びに消費者に対する産地情報伝達の履行状況確認のため、米穀事業者への巡回立入検査を実施（5,796事業者）した。

(オ) 重要家畜伝染病発生時の体制整備

平成23年4月の家畜伝染病予防法の改正に伴う同年10月の「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」、「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」及び「飼養衛生管理基準」の改正を受け、10月26日「近畿農政局重要家畜伝染病対応マニュアル」を制定し、重要家畜伝染病発生時における体制を整備した。

(カ) 食育の推進

命を育む食・農を学ぶ体験型食育等とバランスに優れ我が国の風土にも適している日本型食生活の実践とを一体的に支援するため、「未来につながる食育プロジェクト」として、①体験型食育活動に取り組む10小学校等、②将来の食育リーダー育成に取り組む9大学等、③食育活動に取り組む8給食事業者の取組を支援した。

また、食育実践者が様々な課題に対して連携して活動することを目指し「未来につながる食育倶楽

部」を設立し、シンポジウムや実践者等交流会を開催するとともに、ホームページを開設し、食育情報を発信した。

ウ 農業の持続的発展に向けた取組

(ア) 農業者戸別所得補償制度の推進

平成23年度からは、平成22年度の戸別所得補償モデル対策の水田における作物に加え、麦・大豆等の畑作物にも対象を広げて農業者戸別所得補償制度を本格的に実施した。

a 農業者戸別所得補償制度の推進状況

近畿農政局では、制度の円滑な実施に向け地域農業再生協議会、市町村、県等と連携しながら推進活動を積極的に展開した。この結果、近畿管内における戸別所得補償制度の支払件数は、13万5千件となった。

b 交付金別の交付状況

交付金別の交付状況をみると、「米の所得補償交付金」の支払件数は12万4千件で、支払面積では7万9千haとなり、これは近畿管内に配分された生産数量目標（面積換算10万8千ha）の74%（対前年2%増）となった。「水田活用の所得補償交付金」の支払件数は5万1千件、支払面積では2万4千haとなった。また、平成23年度から新たに始まった「畑作物の所得補償交付金」の支払件数は3千件となった。

c 交付金の支払い状況

近畿管内の支払交付金額は、「米の所得補償交付金」で99億8千万円、「水田活用の所得補償交付金」で95億8千万円、「畑作物の所得補償交付金」で36億1千万円、また、各種加算金で2億2千万円となった。

(イ) 農地・水保全管理の推進

地域ぐるみで農地・農業用水等の資源を効果的に保全する「共同活動支援」に対する近畿管内での取組状況は、活動組織数3,296（全国1万9,677）、取組面積10万3千ha（全国143万ha）となり、取組面積の農振農用地に占める割合は、約55%（全国約35%）となった。

取組面積を府県別にみると、滋賀33%、京都14%、兵庫45%の3府県で9割以上を占め、活動組織数でもこの3府県で9割以上を占めた。

これを農振農用地に占める割合でみると、滋賀67%、京都58%、兵庫75%となった。地目面積別でみると水田が9割以上を占めた。

また、施設の長寿命化のための補修・更新、水質や土壌等の高度な保全活動や広域での取組を強

化する「向上活動支援」に対する近畿管内での取組状況は、活動組織数1,461（全国5,811）、取組面積4万3千ha（全国23万7千ha）となり、取組面積の農振農用地に占める割合は、約23%（全国約6%）となった。

取組面積を府県別にみると、兵庫が近畿地域の約6割を占めた。地目面積別でみると水田が9割以上を占めた。

(ウ) 鳥獣害対策の展開

鳥獣による農作物被害は、営農意欲の衰退をもたらすなど農山漁村の暮らしに深刻な影響を与えており、鳥獣被害対策の担い手の確保と広域的な地域の連携による被害防止対策の取組が重要となっている。

近畿農政局では市町村等に対し、鳥獣被害防止総合対策交付金による支援及び市町村における鳥獣被害対策実施隊の設置促進等についてブロック説明会や出前説明会を開催（12回）した。

また、兵庫県森林動物研究センター等と連携し、捕獲技術の向上に向けた「北陸・東海・近畿地域鳥獣害対策研修会」を開催するとともに、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーの新規登録を行うなど被害防止に向けた支援を行った。

なお、一部の市町村（奈良県宇陀市、三重県名張市等）では、産地活性化総合対策事業（鳥獣被害対策支援事業）を活用し、県域を越えた広域的な連携を図っている。

(エ) 耕作放棄地解消の取組

a 耕作放棄地再生利用緊急対策の推進

優良農地や多様な農業者の確保と作付拡大を通じた不作付地の解消・耕地利用率の向上を図るために、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金による取組を行った。平成23年度における本交付金を活用した耕作放棄地再生面積（近畿管内）は22haであった。

b 農業ボランティア団体等への支援

耕作放棄地の再生・活用の取組の一つとして近畿管内の農業ボランティア活動に注目し、農政局のホームページに農業ボランティア団体のリストや活動状況を閲覧できる「情報プラットフォーム」を開設（平成23年7月）した。

また、平成23年9月に事例研究や相互交流を目的とした「農地等活用ボランティア情報交換会」を、滋賀県東近江市で開催した。

(オ) 中山間地域等直接支払制度の推進

中山間地域等において、農用地を維持し、多面

的機能の確保を図るために、締結された協定数は2,163（全国2万7,570）、交付面積は2万6,030ha（全国67万7,633ha）となった。交付面積の対象農用地面積に占める割合は66%（全国81%）となった。

なお、地目別の交付面積は、田が1万3,985ha（全国30万5,983ha）、畑が1万1,987ha（全国6万3,643ha）、草地在1ha（全国29万3,098ha）、採草放牧地在56ha（全国1万4,909ha）となった。

また、管内の交付面積の府県別割合は、和歌山44%、京都20%、兵庫20%、奈良10%、滋賀6%であった。

エ 農山漁村の活性化に向けた取組

(ア) 農業・農村の6次産業化の促進

平成23年度には、3月に取りまとめた近畿農業・農村6次産業化方策に基づき、①情報発信、②農業者と企業との結びつけ、③地域のコーディネーター、リーダーの育成、④小規模農業者の取り込み、⑤行政、農業者団体等の支援、⑥近畿農業・農村6次産業倶楽部の活性化に努めた。具体的には、商談会11回、勉強会45回、メルマガ発行を37回行い、6次産業化を促進した。この結果、平成23年度の六次産業化法に基づく総合化事業計画の認定件数は154件となった。

平成24年3月には、情報提供冊子「近畿における6次産業化への取組」及び手引き書「すぐ始められる6次産業化のすすめ」を作成し、倶楽部会員に配布した。

また、平成24年3月には、近畿産業連携ネットワーク連絡会議及び近畿農業・農村6次産業倶楽部を包括する形での近畿産業連携ネットワークを設置した。これらの取組を通じて農林漁業者（団体）と企業等との異業種連携を進め、新たな産業の創出をすることとしている。

(イ) 地産地消の推進

学校給食のメニューを対象に、生産者との交流や地場農林水産物の使用頻度という観点から地産地消の取組を表彰するコンテストを開催した。

また、地域の農林水産物の生産、流通・販売、加工などにおいて優れた取組・活動をされている方の中から、平成23年度は近畿管内から7名が「地産地消の仕事人」に選定され、各地域での地産地消の取組に対し指導・助言に努めてもらった。

(ウ) バイオマス利活用の推進

平成23年4月の公表で、近畿管内において策定されたバイオマスタウン構想は33市町村となっ

た。

また、平成21年に施行されたバイオマス活用推進基本法に基づき、既存構想のバイオマス活用推進計画（以下「地域推進計画」という。）への移行や未策定市町村及び府県における地域推進計画の策定を推進し、平成23年度は京都市と兵庫県朝来市で地域推進計画が公表された。

一方、ハード事業については、バイオマスの変換・利用施設の整備等、バイオマスタウンの実現に向けた地域の取組への支援を行った。

(4) 関係機関との連携強化

地域農政の円滑な推進を図るため、報道機関への説明会、関西経済会との意見交換会、近畿管内各府県部長との意見交換会、近畿管内各府県生協連協議会との懇談会を開催し、幅広く意見交換を行った。

(5) 広報活動

近畿食料・農業・農村情勢報告や各種統計資料等を公表（87回）するとともに、ホームページ（トップページアクセス件数約24万件）による政策情報、統計情報、イベントの開催情報の提供をはじめ、施策に対する意見募集等インターネットを活用した情報の受発信を行った。

また、農政の動きやイベント情報、意見募集等をメールマガジン「近畿農政局アグリレター」として月2回配信し、よりタイムリーな情報提供に努めた。

さらに、インターネット以外にも、情報紙「新鮮mini情報」を毎月発行し情報の発信を行った。

6 中国四国農政局

(1) 地域経済及び農業経営の概要

ア 地域経済

平成23年度の中国・四国地域の経済を主要項目別にみると、生産活動は、中国地域、四国地域ともにおおむね横ばいとなっている。

個人消費については、中国地域で一部に弱さがあるものの緩やかな持ち直しの動きがみられ、四国地方ではおおむね横ばいとなっている。

また、雇用情勢は、厳しい状況にあるものの緩やかな持ち直しの動きがみられる中国地域に対し、四国地域では持ち直しの動きに足踏みがみられた。

イ 農業経営

平成23年の個別経営（農業生産物の販売を目的とする農業経営体1経営体当たり）の状況を全国農業地域別で見ると、農業粗収益は中国地域が283万円（対前年比103%）、四国地域が383万円（同109%）、農業経営費は中国地域が204万円（同104%）、四国地

域が285万円（同109%）となった。

この結果、農業所得は中国地域が79万円（同101%）、四国地域が98万円（同109%）となった。

総所得は中国地域が442万円、四国地域が445万円となり総所得のうち農業所得の占める割合は、中国地域が18%、四国地域が22%となっている。

(2) 農業生産の動向

ア 水稲

平成23年産水稲の作付面積は17万1,300haで、前年産に比べ3,900ha（前年産対比2.2%）減少した。

収穫量は86万9千tで、前年産に比べ2,900t（同0.3%）増加した。これは、作付面積が前年産に比べて減少したものの、10a当たり収量が前年産を上回ったためである。

作柄は作況指数100で、10a当たり収量は507kgであった。

全国農業地域別にみると、中国地域は作況指数101、10a当たり収量522kg、四国地域は作況指数99、10a当たり収量478kgとなった。

イ 麦

平成23年産4麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）の子実用作付面積は9,110haで、前年産に比べ560ha（前年産対比7%）増加し、収穫量は2万7,900tで、前年産に比べ5,100t（同22%）増加した。

作柄は、小麦の10a当たり収量が281kg、二条大麦は354kg、六条大麦は134kg、はだか麦が297kgであった。

ウ 野菜

平成23年産指定野菜14品目のうち、ほうれんそうの作付面積は2,170haで、前年産に比べ40ha（同2%）減少した。収穫量は2万2,300tで、前年産に比べ1,300t（同6%）減少した。

ねぎの作付面積は2,420haで、前年並みであった。収穫量は3万9千tで、前年産に比べ900t（同2%）増加した。

たまねぎの作付面積は1,420haで、前年産に比べ10ha（同1%）減少した。収穫量は4万7,800tで、前年産に比べ1,200t（同3%）増加した。

トマトの作付面積は1,070haで、前年産に比べ20ha（同2%）減少した。収穫量は4万6,400tで、前年産に比べ2,100t（同5%）増加した。

エ 果樹

平成23年産みかんの主産県（広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県）計の結果樹面積は1万2,300haで、前年産に比べ300ha（同2%）減少

し、近年の表年である平成21年産に比べ600ha（平成21年産比5%）減少した。収穫量は23万6,800tで、近年の表年である平成21年産に比べ2万400t（同8%）とかなり減少した。（平成21年産の数値は全国調査であったが、平成23年産と比較するため主産県のみ集計した。）

日本なしの主産県（鳥取県、広島県、山口県、徳島県、香川県）計の結果樹面積は1,640haで、収穫量は3万2,400tであった。（平成23年産から山口県が主産県に加わった。）

ぶどうの主産県（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県）計の結果樹面積は2,120haで、前年産に比べ30ha（同1%）減少した。収穫量は2万2,900tで、前年産に比べ2千t（同8%）減少した。

オ 花き

平成23年産の主産県計の花きの作付（収穫）面積は、切り花類（岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県計）が1,490ha、鉢ものの類（島根県、岡山県、徳島県計）が35ha、花壇用苗ものの類（鳥取県、岡山県、広島県、山口県計）が89haであった。

カ 畜産

平成24年2月1日現在の乳用牛の飼養戸数は、1,470戸で、前年に比べ60戸（対前年比4%）減少し、飼養頭数は7万4,100頭で、前年に比べ1,700頭（同2%）減少した。1戸当たり飼養頭数は50.4頭で、前年に比べ0.9頭（同2%）増加した。

肉用牛の飼養戸数は4,730戸で、前年に比べ230戸（対前年比5%）減少し、飼養頭数は19万8,100頭で、前年に比べ2,500頭（同1%）減少した。1戸当たり飼養頭数は41.9頭で、前年に比べ1.5頭（同4%）増加した。

豚の飼養戸数は352戸で、前年に比べ20戸（対前年比5%）減少し、飼養頭数は56万3,900頭で、前年並みであった。1戸当たり飼養頭数は、1,602.0頭で、前年に比べ93.9頭（同6%）増加した。

採卵鶏（種鶏を除く）の飼養戸数は417戸で、前年に比べ20戸（前年比5%）減少し、成鶏めす飼養羽数は、2万3,515千羽で、前年に比べ341千羽（同1%）減少した。1戸あたりの成鶏めす羽数は56.4千羽で、前年に比べ1.8千羽（同3%）増加した。

（3）主要な農政課題等をめぐる動き

ア 地域との対話等農業施策への理解を深める取組

地方公共団体や各界各層との意見交換等を通じて互いの意思疎通を図りながら、「国民参加型農政」を展開するとともに、情報の収集・蓄積及びその活用

により、地域の実態に根ざした施策の円滑な推進を図った。

特に本年度は「我が国の食と農林漁業の再生のための基本計画・行動計画」が食と農林漁業の再生本部において決定され、新規就農者を増やし、将来の日本農業を支える人材を確保するとともに土地利用型農業では一定規模以上の経営体が大宗を担うように、地域住民等との意見交換会を開催するなど、中国四国農政局幹部職員が地域に直接出向き、理解の促進を図った。

イ 意欲ある多様な農業者の育成・確保

管内における認定農業者数は、平成23年3月末現在で2万1,813（うち法人1,788）経営体と全国24万6,394（うち法人1万4,967）の8.9%を占めており、主業農家に占める割合は、全国が68.5%であるのに対し、中国・四国地域は57.5%と低い状況にある。

中山間地域が大宗を占める中国・四国地域においては、小規模経営で高齢農家が多く個別経営体による利用集積が困難であることから、集落営農の取組が盛んである。

また、農業経営の法人化は、経営の明確化、取引上の信用力の向上等、経営上のメリットが大きく、効率的かつ安定的な農業経営の確立に向けて有効であるところ、平成24年1月1日現在の中国・四国地域における農業生産法人数は1,593法人となっている。

さらに、平成21年12月15日に改正農地法が施行され、参入区域の制限が撤廃されたことに伴い、貸借であれば、一般法人であっても全国どこでも参入可能となった。

その結果、改正農地法の施行後、平成24年3月末現在、中国四国地域で新たに167法人が農地を借受け農業経営に参入している。

新規就農者は、平成19年までは600人前後で推移していたが、近年、雇用就農が注目されたことにより平成22年は985人となっている。その内訳をみると、新規学卒就農者が112人、Uターン就農者が501人、新規参入者（農業外からの就農者）が372人となっている。特に新規参入者は平成20年以降、増加傾向にある。

岡山地域での農業分野における障害者の雇用を促進するため、福祉、保健、労働、農業の各部局が連携した横断的な取組及び取組支援を行う組織として、「岡山地域農業の障害者雇用促進ネットワーク」（事務局：中国四国農政局経営支援課）が平成21年3月10日に発足した。「岡山地域農業の障害者雇用促

進ネットワーク」では、農業分野における障害のある人の雇用への理解を深めるため、「第3回セミナー」を平成23年9月に開催した。また、青森県や熊本県等からの視察受け入れと障害者の雇用に関する現状と課題等についての意見交換を行った。

中国四国農政局では、関係機関等と連携して、「第37回中国四国地域農山漁村女性の集い」（平成23年9月徳島市）や「中国四国地域農山漁村女性起業家研修会」（平成24年1月倉吉市）等を開催し、女性の参画の拡大に向けて普及啓発を図った。

中国四国農政局においては、管内の地理的・気候的に複雑多岐な農業経営を踏まえた地域農業の推進に向けて、地域における農業経営体の育成の在り方を検証し、現場での課題について情報の共有化を図る「集落営農推進プロジェクト」に取り組んだ。

水田経営所得安定対策の平成23年産の加入申請については、2,486経営体（うち、認定農業者2,260、集落営農組織543）からの申請があった。

また、品目別の作付計画面積は米1万6,912ha、4麦7,541ha、大豆2,363haとなった。

中国四国農政局では、「経営安定対策だより」の配布、ホームページへの広報記事の掲載等を通じて、対策の周知徹底を図るとともに、農業者の利便を図るため、加入申請受付時には農協等関係機関と連携して出張受付・出張説明会等を実施した。

ウ 農業者戸別所得補償制度

(ア) 農業者戸別所得補償制度の加入促進

平成23年度からの農業者戸別所得補償制度の導入（本格実施）にあたっては、できる限り多くの農業者に制度の内容を理解し参加いただけるよう、平成23年1月20日に中国四国ブロック説明会を開催するとともに、県別説明会を管内全県で開催した。

その後、各県内で地域協議会等が主催する説明会が開催され、これに中国四国農政局、農政事務所（当時）職員が出席して、農業者等へ制度の説明を行った（管内で延べ約1,800回開催）。

また、各農政事務所で独自に作成したパンフレットの配布、関係機関の広報誌・ホームページへの掲載、CATVでの放映等県、地域協議会をはじめ関係機関と連携して、本制度についての農業者への周知・加入促進を行った。

それに加え、各県ごとにモデル対策の加入が少なかった地域、米の生産調整が未達成な地域、畑作物（畑地）での新たな加入が見込める地域等を対象に重点推進活動計画を策定して戦略的に取組

を行い、ダイレクトメール・電話による周知、個別訪問等による加入促進活動を行った。

(イ) 農業者戸別所得補償制度の加入申請状況

管内の加入件数は、20万8,206件で、モデル対策の支払件数と比べ、1万330件（5%）増加した。

経営形態別にみると、個人が20万6,599件、法人が1,062件、集落営農が545件となっており、モデル対策と比べ個人が1万170件（5%）増、法人が134件（14%）増、集落営農が26件（5%）増となった。個人の増加に比べ、法人や集落営農の組織での加入率が増加しているが、これは農業者が集落営農や法人を新たに組織化したり、集落営農が法人化したことによるものである。

交付金別にみると、米の所得補償交付金は18万5,385件で前年度に比べて9,999件（6%）の増加、水田活用の所得補償交付金は10万1,992件で前年度に比べて2万4,098件（31%）の増加となった。また、平成23年度から実施した畑作物の所得補償交付金は8,526件となった。

水田活用の所得補償交付金の加入件数が大幅に増加したのは、転作作物として比較的取組み易い新規需要米（飼料用米、米粉用米等）等の生産に取り組むことで、新たに加入した者が多数いたためと考えられる（新規需要米の作付計画面積は前年度の2倍）。

また、米の所得補償交付金では加入件数がほとんどの県で増えたため、米の所得補償交付金加入者の作付計画面積は、11万8,877haとなり、前年度のモデル対策支払面積より2,780ha増加した。

また、加入申請件数の増加により米の生産数量目標に従った生産が進められたことから、米の過剰作付面積は前年度より約1,100ha減少して、約1,900haとなった。

(ウ) 農業者戸別所得補償制度の交付金支払い

平成23年度の管内の農業者戸別所得補償制度の交付金額は、308億円で、そのうち米の所得補償交付金が147億円、水田活用の所得補償交付金が127億円、畑作物の所得補償交付金が32億円、規模拡大加算及び再生利用加算が3億円となった。

前年度のモデル対策と比較すると、合計で82億円減少しているが、これは前年は米価の低迷により米の変動部分の支払（148億円）があったためで、水田活用の所得補償交付金については、飼料用米等新規需要米の増加等に伴い、31億円増加した。

エ 農地・水保全管理支払対策の推進

平成19年度より、農業生産にとって最も基礎的な

資源である農地・農業用水等の保全向上に関する地域ぐるみでの効果の高い共同活動と、また平成23年度からは老朽化が進む農地周りの水路等への施設の長寿命化へ取り組む向上活動を支援し、これらの活動を通じて地域の振興に資することを目的に実施している。平成23年度は、共同活動で2,575の活動組織が活動し、約10万 ha の取組が、向上活動では1,090の活動組織が活動し約3万5千 ha の取組が行われた。

また、中国四国農政局消費者の部屋において管内の代表的なモデル地区の活動事例のパネル及びパンフレット等を展示した。さらに、「平成23年度農村環境の未来を考える研究会（山口大会）（主催：山口県農地・水・環境保全向上対策協議会／山口県共催：農林水産省中国四国農政局）」では、農地・水・環境保全向上対策の事例発表などのイベントを開催し、活動組織の情報共有と活性化を図った。

(ア) 耕作放棄地再生利用緊急対策の推進

国内の食料供給力を強化するため、農地の確保と有効活用を図ることが重要であり、「経済財政改革の基本方針2008」において「農業上重要な地域を中心に耕作放棄地を解消」する旨が掲げられた。

これを踏まえて、耕作放棄地を再生利用する取組やこれに附帯する施設等の整備、農地利用調整、営農開始後のフォローアップ等の地域の取組を総括的・包括的に支援する「耕作放棄地再生利用緊急対策」（以下「本対策」という。）を平成21年度より実施している。

平成23年度には、82市町村で、耕作放棄地の再生作業（117ha：うち実証は場設置4 ha〔継続含む〕）や土壌改良、施設の整備、営農再開が取り組まれた。

中国四国農政局では、管内全9県及び51市町村に対し、本対策内容の説明会や取組要請活動を実施した。

また、地域に出向き聞き取り調査を行い、地域の実情に即した効果的な取組ができるよう、取組主体別にとりまとめた事例集を作成し、地域協議会等に配布するとともに、中国四国農政局ホームページに掲載している。

(イ) 中山間地域等直接支払制度の推進

中山間地域等は流域の上流部に位置することから、中山間地域等の農業・農村が有する水源かん養機能、洪水防止機能等の多面的機能によって、下流域の都市住民を含む多くの国民の生命・財産

を守り、豊かな暮らしを実現する上で大きな役割を果たしている。

しかしながら、平地に比べ自然的・経済的・社会的条件が不利な中山間地域等では、過疎化・高齢化の進行による耕作放棄の増加等により、農業生産力と多面的機能が低下し、国民全体にとって大きな損失が生じることが懸念されている。

このため、担い手の育成等による農業生産活動の継続による多面的機能を確保することを目的に、国民の理解の下に中山間地域等直接支払交付金を交付している。

平成23年度の管内9県の実施状況は、対象農用地を有する180市町村の96％に当たる173市町村、協定数で8,596協定、交付面積で9万3,575haで交付金が交付され、農業生産活動等を行うことにより適正な農用地の維持・管理が行われている。

中国四国農政局では、協定集落への現地調査や市町村担当者アンケートの実施により本制度の課題等を把握し、本制度の普及・推進の参考とした。また、管内9県の事例を取りまとめて中国四国農政局ホームページに掲載している。

オ 食の安全及び消費者の信頼確保の取組

(ア) リスクコミュニケーションの円滑な推進等

食品安全の科学的な考え方の基本について一般消費者の方の理解を深めていただくため、食品安全セミナー「家庭でできる食中毒予防」を8月に愛媛県松山市で開催した。

また、消費者団体等との懇談会を管内各地で19回実施した。

一方、消費者等への食の安全に関する正しい知識の普及と施策に対する意見の聴取を目的に、「食と農の知っ得講座」（食品安全、食品表示、農薬、食事バランスガイドなど9種類）を管内で272回（延べ7千人）開催した。

(イ) 食品表示の適正化

a 表示制度の普及啓発

食品表示を巡る動きやJAS制度について広く消費者や関係事業者理解してもらうため、食品表示セミナー（110回）や本省委託事業である食品表示適正化技術講座を各県で開催した。

さらに、中国四国における「食と農をつなぐ情報交流プロジェクト」の一環として、消費者と事業者等の交流のためのシンポジウム（2回）及び見学会（2回）を開催した。

b 表示状況の監視

一方、小売店舗や中間流通業者における表示

状況を監視するため、職員が日常的に小売店舗等を巡回して調査を実施した。

また、袋詰米穀について、産地情報伝達等の確認調査や DNA 分析等科学的手法を用いた流通監視調査を実施した。

さらに、管内10か所に設置している「食品表示110番」等を活用し、広く一般消費者等から情報提供を受け付けた。

これら各種の調査や一般消費者等からの情報提供により表示違反の疑いが生じたときは、立入検査等を実施し、表示違反が確認された場合には JAS 法に基づく指示等（平成23年度は管内業者に対して2件（県知事指示2件）の指示が行われた）の措置を行った。

c 関係機関との連携

中国・四国地域における食品表示関係行政機関等が互いに情報・意見交換を行うため、平成20年5月に発足した「中国四国地域食品表示監視連絡会議」（2回）を開催した。また、国土交通省中国運輸局及び四国運輸局の参加を得て「JAS 法と倉庫業に関する中国四国地域連絡会議」（1回）を開催するなど、国の関係機関との情報・意見交換を行った。各県ごとにも「食品表示監視協議会」を開催し、県警本部を含む関係機関との連携強化、情報の共有化を推進した。

(ウ) 農畜水産物の安全確保に向けた取組

a 農薬等の使用状況の調査点検等

農薬や飼料添加物などの適正使用を推進するため、生産者に対して農薬の使用状況等調査（716件）、家畜飼養農家に対する飼料使用状況等調査（124件）、並びに養殖魚家に対する水産用医薬品使用状況等の調査（165件）を通じた点検・指導を実施した。

b 高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）への対応

管内における HPAI 発生に備え、① HPAI に関する知識を深めるため、防疫服着脱訓練を含めた講習会、② HPAI の発生を想定した緊急時初動対応訓練を行った。

c 牛トレーサビリティ制度の普及

牛の個体識別情報への信頼を確保するため、牛管理者等に対する立入検査（3,540件）、販売業者等に対する立入検査（4,163件）及び市販の国産牛肉の DNA 鑑定を行うとともに、鑑定結果を踏まえた検査・指導を実施し、本制度の適切な運営に努めた。

(エ) 米トレーサビリティ制度の適正な実施

米トレーサビリティ法に基づき、米穀事業者が米穀等の取引の作成・保存及び消費者への産地情報の伝達を適正に行っていることを確認するため、監視、調査を実施した。

また、米トレーサビリティ制度について、説明会等により対象事業者へ周知を行うとともに、平成24年2月29日に「米トレーサビリティ・フォーラム」（参加者約150人）を開催し、消費者を中心に制度の周知を行った。

カ 食育の推進

6月の食育月間において、有識者（食育実践者）の講演等を中心とした「食育フォーラム」、「食育セミナー」を開催した。

「食事バランスガイド」を活用した日本型食生活の推進では、正しい食生活に関する意識の啓発を目的に、大学生を対象にした食事バランスガイドの実践体験及び食生活に関するアンケート調査を実施した。

また、食と農をつなぐ食育活動の普及啓発のため、栄養教諭等や大学生を対象とした「農業体験を伴う意見交換会」を開催した。

「乳幼児期における食育活動」事例集を作成し、事例集に掲載した団体による講演及びパネルディスカッションを行う「食育シンポジウム」を平成24年3月に開催した。

「中国四国食育ネットワーク」の会報誌を5回発行するとともに、会員のイベント情報や食育に関する情報などについてメールマガジン等の発信を行った（平成24年3月末会員数：191人）。

キ 米粉の利用拡大の取組

米粉利用の更なる普及・定着のため、各県・地域の関係団体、関係機関と連携してパネル展、米粉パン等の料理講習会・セミナー等を開催し、各種イベントでの米粉食品の展示及び出展業者による販売等を行っている。

平成23年度においては、中国四国米粉食品普及推進協議会と連携し、管内の米粉食品製造技術の向上を目的として、パン製造業者等60名を対象とした米粉パン製造実技講習会を岡山県で、洋菓子製造業者等43名を対象とした米粉洋菓子製造技術講習会を愛媛県で開催した。また、食料自給率向上に向けた米粉の可能性をテーマに一般消費者及び関係者等150名を対象とした米粉セミナーを徳島県で開催した。

さらに、各県・地域の協議会と連携した取組では、家庭での利用を図るため、体験型実技講習会を一般

消費者を対象として管内各県において33回開催、地域の食生活の指導者である栄養委員・食生活改善推進委員等を対象として管内各県において13回開催したほか、パネル展示を24回、移動インフォメーションとして地域の学習会等を52回実施した。

これらの取組に加え、部局横断的体制をとった新規需要米の生産・利用拡大に向けたプロジェクトを立ち上げ、米粉用米生産者から米粉の実需者に対してアンケート調査を実施するなどし、課題の整理を行った。

ク 農林水産物・食品の輸出促進の取組

管内の県、ジェトロ、国の地方支分部局等の参加のもと中国四国地域農林水産物等輸出促進協議会として「農林水産物・食品輸出促進ブロック説明会」及び「農林水産物・食品輸出促進地域支援体制に関する意見交換会」を開催（平成24年1月24日）し、輸出促進に向けた関係機関の取組状況についての報告や農林水産物・食品輸出の拡大に向けての取組について意見交換等を行った。

輸出意欲のある生産者や食品事業者を対象に、これからの海外販路創出・拡大の鍵をテーマにしたセミナー（平成23年12月1日岡山市）や展示・商談会（平成24年2月23日岡山市）を開催する「輸出オリエンテーションの会」の活動に協力した。

ケ 豊かで住み良い農村地域の振興

6次産業化推進のため、中国四国農政局として農林水産業関係向けの独自の啓発用リーフレット等を作成し、配布した。

各県ごとに地域センター（岡山は中国四国農政局）を事務局とする6次産業化連絡会議を設置して、各県やJA中央会、商工会議所等の関係機関・団体等と情報交換を行うとともに、一体となって6次産業化を推進していく体制を整えた。

また、各県に6次産業化サポートセンターを設置し、6次産業化プランナーを配置して、総合化事業計画認定者のフォローアップと新たに6次産業化に取組む農林漁業者の相談・事業計画のサポート等、各種支援を行っている。

六次産業化法に基づく総合化事業計画認定を99件、研究開発・成果利用事業計画認定を1件行った。各認定者には、中国四国農政局・地域センターごとに認定書の授与式等を行い、その様子を中国四国農政局ホームページに載せるなどPRを行っている。

6次産業化に関心を持つ仲間が互いに情報共有・交換が行える「中国・四国地域6次産業友の会」は平成24年3月末現在248名の参加をいただいている。

また、農林漁業と他産業との新たな連携関係を構築し、各産業分野が有する様々な知見の共有と創発によるイノベーションの実現に寄与することを目的に、「中国・四国地域産業連携ネットワーク」を24年3月29日に設立した。今後セミナー等を行っていく予定としている。

農商工連携の推進のため、中国及び四国経済産業局と連携し、平成23年度において8件（四国）の「農商工等連携促進法」に基づく事業計画認定を行うとともに、関係機関と連携し、合同会議やブロック協議会を開催するなど一体となった取組の推進を図った。

各地域の「強み」である農林水産物等の地域産業資源を活用するため、「中小企業地域資源活用促進法」に基づく10件（中国1件、四国9件）の事業計画認定を行った。

コ バイオマス活用の推進

バイオマス活用の推進を図るため、バイオマス推進計画の策定等に向けて、随時、県、市町村に対して指導・助言を行った。

食品廃棄物については、食品リサイクル法に係る業務の推進と併せて、関係機関と連携して食品廃棄物の発生抑制、飼料化、肥料化、メタン化、熱回収など、再生利用等の取組の推進に向けた普及・啓発の充実を図った。

(4) 関係機関との連携強化

地域農政の円滑な推進及び農業施策の浸透を図るため、関係省庁地方機関、管内各県、農業関係団体、食品産業団体等と連携し、各事業の啓発、情報交換を行っている。

また、現場を第一として、地域農業を元気にし、地域を活性化するために、平成21年度から「現場主義・情報発信プロジェクト」を実施している。

具体的には、①局長又は次長が現地に出向き、地域の声を聞きながら一緒に考え、施策に活かしていく「一日農政局」（年9回）、②中国四国農政局幹部職員又は地域センター長等と地域のリーダーとの意見交換（年124回）、③中国四国農政局又は地域センターの幹部職員が管内の大学に出向き、次代を担う大学生に中国四国農政局の施策等を説明（年17回）などの取組を実施した。

(5) 広報活動

広く一般市民に中国四国地域の食料・農業・農村に対する理解を深めてもらうために、「中国四国食料・農業・農村情勢報告」を作成するとともに、「News Letter」を始めとする広報誌やパンフレットを発行し、

多様な広報活動を行った。

ア インターネットの活用

中国四国農政局ホームページは、東日本大震災情報への窓口をはじめ、「農業者戸別所得補償制度」、「農山漁村の6次産業化」、「米トレーサビリティ」等の重要施策を中心に、イベントの紹介や統計情報について迅速な情報の発信・更新に努めた。

中国四国農政局メールマガジンは、「中国四国あぐりレター」を毎月5日、20日に発刊（年25回）し、約5千人に配信している。また、あわせて「中国四国バイオマスメールマガジン」（年18回）、「中国四国米粉利用推進ネットワーク（ココねっと通信）」（年8回）、「中国四国食育ネットワークメールマガジン」（年21回）の各メールマガジンを配信した。

イ 報道機関への情報提供

中国四国農政局記者クラブ加盟17社に対し、プレスリリース（125回）を行った。

また、報道機関との連携を強化するため、松江市、広島市、高松市、高知市で記者懇談会を開催した。

ウ 消費者の部屋

中国四国農政局「消費者の部屋」では、局内関係部（室）及び管内関係機関の協力により農林水産業に関する幅広いテーマを取り上げた展示（年間16回）を行うとともに、各地域センターにおいても「消費者の部屋」等を設置し、消費者に情報提供を行った。

7 九州農政局

(1) 地域経済及び農業経営の概要

ア 地域経済

九州経済の動向をみると、3月に発生した東日本大震災の影響を受けて急激に低下しその後も海外経済不安やタイ洪水被害等の影響があったものの、九州新幹線全線開業効果等もあり持ち直し基調で推移した。

また、雇用情勢は依然厳しい状況にあるものの持ち直しの動きが続いた。特に、九州新幹線全線開業効果により、南部九州を中心に宿泊・飲食サービス業や卸・小売業での求人が増加した。

個人消費は、震災直後の自粛ムードによる落ち込みから徐々に回復し緩やかに持ち直した。

イ 農業経営

平成23年の九州における1経営体当たり農業所得を営農類型別にみると、水田作経営が56万3千円、畑作経営が147万2千円、露地野菜作経営が122万2千円、施設野菜作経営が479万7千円、果樹作経営が218万1千円、酪農経営が668万9千円、肉用牛経営

が129万8千円となった。

また、農業粗収益のうちどれだけが農業所得になったかを示す農業所得率は、水田作経営が22.9%、畑作経営が28.4%、露地野菜作経営が33.2%、施設野菜作経営が37.5%、果樹作経営が30.6%、酪農経営が15.8%、肉用牛経営が9.1%となった。

(2) 農業生産の動向

ア 水稲

平成23年産水稲の作付面積（子実用）は、前年産に比べ6,500ha（前年比3%）減少し18万3,500haとなった。

収穫量（子実用）は92万7千tで、前年産に比べ6千t（同1%）減少した。

早期栽培水稲は、7月中旬以降おおむね天候に恵まれ、登熟は良好となったものの、田植期の低温及び出穂前の日照不足の影響から全もみ数が少なかったことから「やや不良」となった。

普通栽培水稲は、出穂期以降おおむね天候に恵まれたことから、「平年並み」ないし「やや良」となった。

このことから、作柄は10a当たり収量505kg、作況指数100となった。

なお、主食用作付面積に10a当たり収量を乗じた収穫量（主食用）は91万5,400tとなった。

イ 麦、大豆

平成23年産4麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）の作付面積（子実用）は、前年産に比べ1,900ha増加し5万5,800ha（前年比104%）となった。

麦種別の10a当たり収量は、小麦が278kg（同105%）、二条大麦が304kg（同117%）、はだか麦が224kg（同98%）で、4麦計の収穫量は15万9千t（同112%）となった。

また、大豆の作付面積（乾燥子実）は2万2千ha（前年比104%）、収穫量は4万3,700t（同100%）となった。

ウ 野菜

平成23年産指定野菜（14品目）の作付面積は4万9,600haとなった。

また、収穫量は173万t、出荷量は151万tとなった。

エ 果樹、花き

平成23年産果樹の栽培面積は、生産者の高齢化、担い手の減少等から、みかん、日本なし、くり、うめ、ぶどう等を中心に減少し4万1,900ha（前年比98%）となった。

花きの作付（収穫）面積（主産県）は、切り花類が2,866ha、球根類が89ha、鉢ものの類が280ha、花壇用苗ものの類が177haとなった。

オ 畜産

平成24年2月1日現在の肉用牛の飼養戸数は2万8,800戸（前年比95%）、飼養頭数は97万5千頭（同99%）となった。

乳用牛の飼養戸数は1,970戸（同96%）、飼養頭数は11万9,700頭（同101%）となった。

豚の飼養戸数は1,840戸（前年比102%）、飼養頭数は308万3千頭（同103%）となった。

採卵鶏の飼養戸数は554戸（前年比99%）、飼養羽数は2,410万4千羽（同103%）となった。

カ その他

平成23年産かんしょの作付面積は1万9,200ha（前年比98%）で、前年産に比べ400haの減少となった。全国に占める九州の作付面積割合は49%となり、前年産並みであった。

主産県（大分県を除く6県）における茶の摘採延べ面積は3万7,200ha、生葉収獲量は16万1千t、荒茶生産量は3万3,400tとなった。

(3) 主要な農政課題等をめぐる動き

ア 農業者戸別所得補償制度の取組

平成23年度から農業者戸別所得補償制度が本格実施され、九州における23年度の交付金支払件数は、18万7,583件となり、22年度のモデル対策の支払件数に比べ0.3%（595件）の増加となった。

経営形態別にみると、個人18万5,144件（前年度比100.2%）、法人960件（同117.4%）、集落営農1,479件（同102.5%）となり、いずれもモデル対策に比べ増加した。

米の所得補償交付金の支払面積は、モデル対策からほぼ横ばいの13万3,451ha（10a控除前）となった。水田活用の所得補償交付金の支払面積は、麦5万3,699ha、大豆2万450ha、飼料作物3万4,143ha、飼料用米3,760ha、WCS用稲1万2,954haとなり、ほぼすべての品目でモデル対策に比べ増加した。

畜産が盛んな九州においては、飼料作物、飼料用米、WCS用稲の生産が伸びており、特に熊本県、宮崎県、鹿児島県では、農協等を中心に耕種農家と畜産農家のマッチングが進められた結果、支払面積が大幅に増加した。

イ 農産物の生産振興・消費拡大

(ア) 米

平成23年産米については、全県が生産数量目標の面積換算値の範囲内での作付けとなった。ま

た、新規需要米の取組計画の認定面積は1万7,507haで、22年産に比べ6,537ha（60%）増加し、稲発酵粗飼料（稲WCS）用稲が全体の75%を占めた。

米の消費拡大に向けた取組については、朝ごはんの習慣化等を推進する「めざましごはん」ポスターを管内の学校や民間企業等へ配布し、各種イベント等でのパネル展示を行った。

米飯学校給食回数増加の取組については、政府備蓄米を利用した働きかけを行った。

米粉の普及推進の取組については、九州米粉食品普及推進協議会との連携により、学校栄養士を対象とした学校給食米粉料理講習会、一般消費者や調理・食品関係者等を対象とした米粉利用拡大フォーラム等を開催した。

(イ) 麦

福岡県や佐賀県等の九州北部を中心に作付されており、北海道に次ぐ産地となっているが、近年、収穫期の雨害により、品質の低下が問題となっている。

平成23年産の小麦については、5月下旬における断続的な降雨、6月の集中豪雨の影響により、品質低下（規格外：脱色粒・穂発芽・黒ずみ等）及び未収穫ほ場（すき込み）が多発した。

地域によっては、集落営農による作付けの団地化とあわせて共同乾燥調製施設との連携により短期間で収穫作業を行い、収穫期の雨害を回避し、高単収・高品質麦の生産を確保した産地もみられた。

このため、収穫期における雨害回避の優良事例を各県に周知し、実需から求められる安定的な供給量の確保と高品質な麦の生産に向けた取組を推進した。

近年、国産麦の使用割合が低い「パン・中華めん用品種」の普及開発が進んできており、実需者ニーズに応じた生産が徐々に増加している。

(ウ) 大豆

大豆の出芽・苗立ちの安定化、品質と単収の向上を推進するため、九州沖縄農業研究センターで開発された「耐天候型播種技術」をはじめとする「九州ブロック大豆300A技術等」の普及を推進した。

また、管内の生産者団体や実需者、各県の普及指導員等を対象に「大豆栽培技術等現地検討会」（平成23年10月）を開催し、病気や害虫に強い品種の紹介や生産者、実需者を交えた国産大豆の消費

拡大に向けた意見交換を行った。

一層の安定生産、需要・消費拡大を図る取組として、生産者、卸業者、食品製造会社の三者が一体となり、大豆の生産・供給・流通・加工までの供給連鎖を確立する「国産原材料サプライチェーン構築事業」を推進した。

(エ) 畜産

九州の農業産出額のうち畜産は約40%を占め、全国有数の畜産地帯となっている。

しかしながら、平成23年度の管内の畜産は、長引く景気の低迷、飼料価格の高止まりに加え、牛肉の放射性セシウム汚染問題による価格低迷など、その取り巻く情勢は非常に厳しい状況にあった。

こうした中、23年度の取組として、生産基盤強化のための畜舎の整備など強い農業づくり交付金による事業を推進したほか、「肉用牛繁殖基盤・家畜生産性向上技術研修会」を開催し、繁殖技術の向上、産地づくりやブランド化に関する課題やそれに対応する技術等を紹介するなど、九州地域の肉用牛振興及び生産性の向上への取組推進を図った。

また、畜産物の消費拡大を図るため、食肉情報講座「国産食肉の安全性と栄養機能について考える」を開催し、国産食肉の安全性について情報提供したほか、「牛乳の日」に連動した消費者の部屋特別展示を実施した。

(オ) 飼料作物

九州地域飼料増産行動会議（九州農政局、管内各県、畜産関係団体等で構成）を開催し、飼料作物作付面積の拡大、国産稲わらの利用拡大、放牧の推進、国産粗飼料の生産・流通の円滑化等に係る行動計画、取組方策についての検討や各県、農協等関係団体と情報共有を行うことにより、飼料増産の取組の推進を図った。

また、水田での飼料作物として年々作付が拡大している稲発酵粗飼料（稲 WCS）については、九州・沖縄地域の稲発酵粗飼料の生産指導担当者、生産者、利用者を対象に収穫・調製に係る研修会を開催し、品質向上の推進を図った。

なお、管内の平成23年度飼料作物作付面積は11万1,800ha で前年に比べ5.6%の増加、稲 WCS は1万3,121ha で前年に比べ56.3%の増加となっている。

(カ) 野菜・果樹

野菜については、競争力のある生産供給体制の

確立等を図ることを目的に、野菜の「産地強化計画」の作成を推進し、平成24年3月末で548産地で策定されている。

また、22年4月に宮崎県で確認された口蹄疫により被害を受けた地域農業の復興を目的に、地域で収穫された野菜を冷凍加工できる農産物処理加工施設の整備を支援した。

果樹については、各産地自らが目指すべき産地の姿を明確化した上で、目標や取組を具体的に定めた果樹産地構造改革計画が93策定されている（24年3月現在）。

これらの取組を支援するため、優良品種・品目への転換、園地整備等を支援する「果樹経営支援対策事業」に加えて、23年度から新たに、改植後の未収益期間に対する支援を行った。

また、最新機器の高性能選果機を導入した集出荷貯蔵施設の整備等により、選果効率の向上、高品質果実の計画的安定出荷等を支援した。

消費拡大の取組として、九州産の野菜と果実をたくさん使用した「野菜ソムリエのやさい・くだものたっぷりランチ」のレシピコンテストを実施するとともに、九州各地から野菜ソムリエ、消費者、農業団体等関係者約100名が参加し、「食べれば元気！“九州のやさい・くだもの”」をテーマに「食べよう！やさいくだものセミナー」を開催した。また、社員食堂を対象に、野菜・果物の摂取に関する取組等についての調査を実施した。

(キ) 花き・茶・葉たばこ

花きについては、関係団体で構成する「九州花き振興協議会」の総会及びシンポジウム等において、花きに関する情報を発信した。また、花の需要拡大方策について検討を行うため「九州花の需要拡大プロジェクトチーム」を平成23年8月に設置するとともに、九州一斉の花の需要拡大のキャンペーンやイベント等の支援により、花きの需要拡大を図った。

茶については、23年度から優良品種への転換、高品質化を加速化するため、産地ぐるみの改植等を実施した場合の未収益期間に対する支援を行った。これにより、九州では、改植76.0ha、台切10.5ha 等が実施された。

葉たばこについては、23年8月、日本たばこ産業株式会社が葉たばこ農家を対象に、平成24年産以降の廃作を募集したところ、九州においては、葉たばこ農家の4割、葉たばこの耕作面積の3割強に当たる廃作の応募があった。このため、廃作

が予定される農地の適切な農業利用を図り、他作物への円滑な転換を推進するため、農業用機械等のリース導入や共同利用施設の整備を支援した。

(ク) さとうきび・でん粉原料用かんしょ

さとうきび及びでん粉原料用かんしょは、平成19年産から品目別経営安定対策を実施している。

さとうきびについては、23年度から効率的かつ持続的なさとうきびの生産体制の確立に必要な農業機械等のリース導入を支援し、鹿児島県南西諸島においてハーベスターが15台導入されるなど、さとうきび生産において、最も重労働である収穫作業の軽減が図られた。

また、でん粉原料用かんしょについては、23年度から高品質でん粉の製造技術等の確立に向けた取組やでん粉等の品質管理に必要な機器の整備等を支援し、国内産いもでん粉の高品質化による加工食品への販路拡大等を推進した。

ウ 食育の推進

九州農政局では、「教育ファーム」の取組推進のために設置した、有識者等委員からなる「九州地域教育ファーム推進協議会」の協議を経て、平成23年8月に「九州地域の教育ファーム推進に向けて」と題する提言が取りまとめられた。この提言を受けて、九州農政局が取り組む課題への対応に向けた工程表を作成し、農林漁業体験活動の事例収集や収集した事例をホームページで紹介するなど、課題解決に向けて取り組んでいる。

また、地域において食育活動を行っている団体等の紹介及び関係者のネットワークづくりの支援のため、局ホームページのなかに「食育アイランド九州」を開設し、24年3月末現在で761の個人・団体が登録・参加している。なお、今後の食育活動の拡大や定着に役立てていただくための「食育アイランド九州」交流会を、九州各県において毎年開催している。

エ 農畜産物の地産地消の推進

地産地消は、高齢者や小規模農家でも消費者に直接販売することで、やりがいを実感しつつ営農に取り組む、所得を確保する機会を提供するなど、食料自給率の向上に役立つとともに、地域農業や関連産業の活性化に貢献するものであり、九州農政局では、「食料安保・自給率向上本部」の取組の一環として推進している。

六次産業化法に基づき県・市町村が策定する地域の農林水産物の利用促進に関する計画（促進計画）については、平成23年度末までに管内において6件策定された。

23年度の「地産地消給食等メニューコンテスト」には、学校給食部門に34件の応募があり、熊本県の「山都町立矢部小学校」、大分県の「佐伯市農林水産部さいきブランド流通課」、鹿児島県の「鹿児島県立鹿児島盲学校」、「垂水市立学校給食センター」、「さつま町立薩摩学校給食センター」が九州農政局長賞を受賞した。

オ 農山漁村の6次産業化の取組

平成23年度、九州では「六次産業化法」に基づく「総合化事業計画」及び「研究開発・成果利用事業計画」が107件認定された。23年6月には、各県にサポートセンターが設置され、農林漁業者の6次産業化の取組を総合的に支援した。また、サポートセンターには6次産業化プランナーを置き、案件の発掘、計画づくりのサポート、認定後のフォロー等を実施した。

九州農政局では、6次産業化の普及・啓発を目指し、23年7月に熊本市において「九州地域6次産業化フォーラム」を開催した。関係者約300名が参加し、パネルディスカッションを行った。

また、九州地域の6次産業化を積極的に推進することを目的に、九州各県、有識者による専門委員の参画を得て、「九州地域6次産業化推進会議」を2回開催した。

さらに6次産業化を推進し、農林漁業を成長産業化させるため、農林漁業関係者と商工業関係者とが経営連携を図るための場として「九州農業成長産業化連携協議会」を九州経済産業局等とともに設立した。

カ 家畜の伝染性疾病の発生に備えて

平成23年11月に「特定家畜伝染病発生時の対応マニュアル」を策定し、家畜伝染病が発生した場合に迅速かつ的確な対応がとれる体制を構築するとともに、万が一の家畜伝染病が発生した場合に備え、九州農政局内の連絡体制、指揮系統及び役割分担の確認等を行う防疫演習や発生農場等での防疫作業を想定した訓練等を実施した。

また、発生県等からの要請により消毒ポイントや農場作業での防疫作業に九州農政局の職員を直ちに派遣できるよう、4月と11月の年2回、防疫作業支援者リストを整備した。

キ 食品表示の適正化に向けて

食品表示の適正化を進めるため、食品製造業者等を対象とした「食品事業者表示適正化技術講座」の開催、各地域において関係団体等の要請に応じた説明会の開催や講師派遣などを行い、制度の普及・啓

発に努めた。

また、食品表示Gメンが日常的に小売店舗を巡回し、生鮮食品、加工食品及び有機農産物を対象とした表示調査や、DNA分析などの科学的分析手法を活用し、アサリ、シジミ及び米穀等を対象に調査を実施した。

また、「食品表示110番」を開設し、一般消費者等から不適正な食品表示に関する情報を受け付けるとともに、公募により委嘱した一般消費者等が日常の買い物の機会等を利用して食品表示の状況を監視する「食品表示ウォッチャー」により情報収集を行った。

なお、「食品表示110番」の受付件数は微増傾向にあり、平成23年度の受付件数は3,779件、うち疑義情報の提供は595件あった。

ク 米穀等の適正流通確保に向けた取組

米穀の適正流通を確保するため、用途限定米穀（新規需要米、加工用米等）の横流れ防止を最重要課題とし、食糧法遵守事項に基づき、生産者等の米穀事業者に対し巡回立入検査を実施した。

米トレーサビリティ法については、平成23年7月の一般消費者への産地情報伝達の完全施行に向けて、米穀事業者や消費者を対象とした制度説明会を616回開催するなど、関係者への制度周知を図った。法施行後は、外食事業者における産地情報伝達の履行状況の確認及び真正性の検証を基本とした巡回立入検査を実施した。

農産物検査法については、登録検査機関の適正な業務運営を確認するため、登録検査機関の事務所及び検査場所に対し、巡回立入調査を実施した。

また、米穀流通監視相談窓口の受付電話を設置し、消費者や関係業者等からの問合せ及び不適正な流通の情報提供等について迅速に対応した。

ケ 荒廃農地の現状とその再生に向けた取組

管内で実施した「平成23年の荒廃農地に関する調査の結果」をみると、「再生利用が可能な荒廃農地」は約3万1千haとなった。

各地域では、耕作放棄地対策協議会が設置され、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金や県単独事業等を活用し、荒廃農地の再生に向けた積極的な取組が進められており、この1年間に約2,400haの荒廃農地が再生利用された。

コ 農地・水・環境保全向上対策の推進

(ア) 農地・水保全管理支払交付金

平成19年度から実施している地域共同による農地・農業用水等の資源の保全管理活動やその一貫

として行う農村環境の保全活動に加え、23年度から農地周りの農業用排水路等施設の長寿命化や水質・土壌等の高度な保全の取組を実施している。

23年度の農地・農業用水等の資源の保全に関わる共同活動は、管内202の市町村において3,971の活動組織で取組が行われており、対象となる農地面積は19万26haとなっている。

また、農地周りの農業用排水路等施設の長寿命化等に関わる向上活動は、1,106の活動組織で取組が行われており、対象となる農地面積は5万648haとなっている。

(イ) 環境保全型農業直接支援対策

環境保全型農業直接支払交付金では管内113の市町村、1,493haで、カバークロープ等の地球温暖化防止等に効果の高い営農活動に取り組む農業者等に対して支援を行った。

また、先進的営農活動支援交付金では、管内64の市町村、442の活動組織、9,446haで実績に応じた支援を行った。

サ 鳥獣被害防止の取組

「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づき被害防止計画を作成した市町村は平成23年度末現在で、220市町村（管内233市町村）が計画を作成しており、鳥獣被害が報告されていない市町村を除くと管内全域で取組が進んでいる。

また、被害防止対策を地域ぐるみでより効果的かつ効率的に実施するために、「鳥獣被害対策実施隊」の設置を推進し、管内市町村に対してブロック説明会や出前説明会を行い、23年度末で、管内全市町村の半数以上である123市町村で実施隊が設置された。

さらに、地域ぐるみの被害防止活動、侵入防止柵の整備、県域を越える複数の市町村が連携して行う広域的な鳥獣被害対策及び人材育成等の取組を支援した。

シ 農山漁村活性化の取組

管内では、平成19年度から23年度までに7県135市町村で農山漁村活性化法に基づく活性化計画が策定され、23年度は76の活性化計画に基づく取組について、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金を交付した。

都市と農山漁村の共生・対流については、「食と地域の交流促進対策交付金」により、管内107地域での取組を支援した。本交付金を活用した「九州グリーン・ツーリズムシンポジウム2011」が鹿児島県さつま町他で開催され、九州各地からグリーン・ツーリ

ズム実践者を中心に、2日間で延べ668名の参加があった。

また、小学生の子ども達が農山漁村で長期宿泊体験活動を行う「子ども農山漁村交流プロジェクト」について、24のモデル地域における受入体制づくりのための取組を支援した。

ス バイオマス利活用の推進

バイオマスの利活用を推進するためには、地域で発生するバイオマスをできるだけ地域で効率的に利用するシステムを構築することが基本である。また、バイオマスを持続的に利活用していくためには、生産、収集、変換、利用の各段階が有機的につながり、全体として経済性のある循環システムを構築することが重要である。このため、総合的なバイオマス利活用システムを構築するバイオマスタウン構想策定にこれまで取り組み、平成23年4月現在、管内の構想策定市町村は56市町村である。

なお、23年度からは、バイオマス活用推進基本法に基づき、全県での「都道府県バイオマス活用推進計画」と32年までに全国600市町村での「市町村バイオマス活用推進計画」を策定することを目標に推進を図っている。

うち、管内では熊本県及び鹿児島県並びに福岡県糸島市及び宮崎県西都市が本計画を策定・公表している。

セ 霧島連山新燃岳の噴火災害への対応

宮崎県と鹿児島県境に位置する霧島連山新燃岳は、平成23年1月27日から本格的なマグマ噴火となり、風下となる宮崎県、鹿児島県に降灰があった。

噴火に伴う農作物等被害については、宮崎県では、新燃岳に隣接する北諸県地区等の県南部地域を中心に、農地の埋没及び露地野菜や飼料作物、ビニールハウスなど1万2,554haに降灰被害（被害額12億407万6千円）が、鹿児島県では、曾於市及び志布志市で露地野菜、飼料作物、ビニールハウス等に147haの降灰被害（被害額2,113万7千円）が発生した。

九州農政局では、1月27日に「九州農政局情報連絡会議」を設置し、被害情報の収集にあたりとともに、現地調査を実施した。さらに、本省と連携して独立行政法人家畜改良センター宮崎牧場に「新燃岳チーム」を設置し、1月31日から3月4日まで延べ58名を派遣して、家畜の避難や畜舎・飼料畑等の被災状況確認、支援対策の周知等を行った。

なお、農作物等への降灰除去に有効な資機材及び家畜の緊急避難に必要な資機材等を緊急的に支援す

る「新燃岳噴火・降灰緊急営農対策事業」を実施し、宮崎県及び鹿児島県の131地区、約4,200戸の農家にプロアー等の導入を支援した。

(4) 関係機関との連携強化

ア 連携による農業の高付加価値化の推進

(ア) 農商工連携

平成20年7月21日に「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（農商工等連携促進法）」（平成20年5月法律第38号）が施行され、中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携した「農商工連携」により、相互の経営資源を有効活用した新商品・新サービスの開発、販路拡大等の取組を支援している。

23年度における農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画は、管内で6件（累計53件）認定した。

(イ) 輸出促進に向けた連携

管内の輸出促進に向けて平成19年10月に設立した「九州農林水産物等輸出促進ネットワーク」を通じて、県域を越えた広域連携の検討や情報の共有を図っている。

また、23年度の「輸出オリエンテーションの会」については、熊本市において研修会（23年11月）、商談対策セミナー（24年1月）、展示・商談会（24年2月）を開催し、海外への販路を確保・拡大しようと取り組む農林漁業者・事業者に対し、輸出のノウハウ等の情報提供や国内外の有力な商社・バイヤーとの商談を行う機会の提供を行った。

イ 食品表示に係る関係機関との連携

不適正表示に関する監視を強化するため、各県の警察等関係機関と各農政事務所との間で「食品表示監視協議会」を平成23年4～5月に開催し、不適正な食品表示情報が寄せられた場合に、迅速に対応できるよう関係機関で情報共有・意見交換を行った。

また、こうした対応が円滑に実施されるよう管内の関係省庁間（九州厚生局、九州管区警察局等）で「九州地域食品表示監視連絡会」を23年7月に開催し、情報の共有を図った。

(5) 広報活動

九州農政局では、管内の食料・農業・農村の動向に関する情報や、農政の普及・浸透を図るため「九州食料・農業・農村情勢報告」を作成するとともに、九州農政局ホームページ、プレスリリース、地域農政問題検討会等あらゆる機会や媒体を通じて、食料・農業・農村に関する情報の迅速、正確かつ分かりやすい提供に努めている。さらに、インターネットを活用した情

報提供の一環として、九州各地で農業及び地域の振興・活性化に取り組んでいる人を対象に E-mail 情報（いわゆるメールマガジン）「アグリ・インフォ九州」の配信を行っており、平成24年3月現在の登録会員数は5,951人となった。また、様々な食育に取り組む関係者に対しメルマガ「しまかぜ」を発行し食育活動の参考となる情報提供を行った。

また、九州農政局では「消費者の部屋」を設け、消費者に対し農林水産行政一般、食の安全と消費者の信頼の確保、食生活についての情報提供、普及啓発及び消費者相談を行っている。さらに、食をめぐる様々な質問・要望等に応えるために設けた消費者相談窓口には23年度326件の相談が寄せられた。また、九州各地域で行われる様々なイベント等において「移動消費者の部屋」を81回開設し、相談・広報等を行った。

